

2002年2月8日

水源連だより

SUIGENREN
DAYORI

No. 19

水源開発問題全国連絡会◆

東京都千代田区平河町1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

ホームページ <http://member.nifty.ne.jp/aqua/suigen.htm>

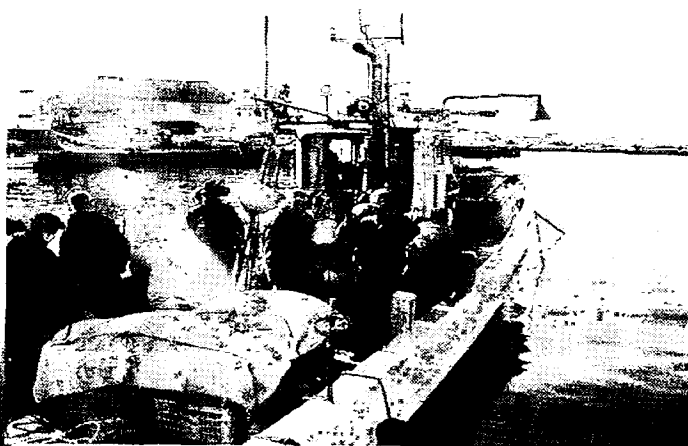


全国集会・第8回水源連総会 報告



目次

8 回総会と黒部川全国集会の報告	1
総会報告	1
各地からの報告	6
討議内容	8
公共事業審査法案	7
生活再建支援法案	
土地収用法再改訂をめざして	
河川整備基本方針と整備計画	
ダム見直しの経過	12
これからの課題	
村瀬氏発言要旨	14
資料	
公共事業審査法案	15
生活再建支援法案	19
土地収用法再改訂をめざして	22
河川整備基本方針と整備計画	24
ダム見直しの経過	26



・黒部川全国集会報告	29
・清津川ダム水没住民反対署名	35
・徳山ダム裁判3周年集会	38
・川辺川ダム経過	41
・川辺川強制収用抗議、取り下げ要求	44
・事務局からお願い	47

水源連第8回総会と黒部川全国集会の報告

はじめに

水源連第8回総会は、2001年11月24日（日曜）の午前8時から午後1時にかけて、富山県宇奈月町の黒部荘の会議室で、全国から約60名の皆さんの参加を得て開催されました。今回の総会開催にあたって「黒部川ウォッチング・富山ネットワーク」をはじめとした現地の皆さまのご尽力をいただきました。皆さまに心から御礼申し上げます。

総会前日の11月24日午前9時から、入善・朝日刺し網部会代表の佐藤宗雄さんの案内で第五幸栄丸に乗船し、黒部川河口沿岸に堆積している、出し平ダム・宇奈月ダムからの排砂によるヘドロの採取・観察を行いました。

右の写真のようなヘドロが沿岸の海底に張り付いているので、魚が棲みつかなくなったことが良くわかります。



午後からは黒部川河口～宇奈月ダムコースと宇奈月ダム～出し平ダムコースの2班に分かれ、現地見学会を行いました。黒部川河口～宇奈月ダムコースでは霜野久一さんの案内で黒部川の惨状を、宇奈月ダム～出し平ダムコースでは悪名高い両ダムを目に焼き付けることが出来ました。

24日の夜は宇奈月国際会館で「よみがえろ！！黒部川・富山湾全国集会」を「入善・朝日刺し網部会」、「海を守る会」、「黒部川ウォッチング・富山ネットワーク」と共に開催しました。この全国集会には約200名の方が参加され、両ダムからの排砂による深刻な被害状況と漁民の皆さんの海を元の姿に戻したいという強い願いに、多くの方が胸を熱くしました。参加者全員で「排砂阻止」「宇奈月ダムの排砂ゲート即時開放」を求めていくことを確認しました。

全国集会終了後宿舎である黒部荘で交流会を持ちました。交流会は全国集会での熱気が充満し、大いに盛り上がりました。お互いに積極的な情報交換をおこなっていました。

11月25日は宿舎である黒部荘の会議室で朝8時から12時過ぎまで第8回総会を持ちました。真剣な討議が交わされ、この一年の運動の方向性を確認しました。

※「現地見学会」及び「よみがえろ！！黒部川・富山湾全国集会」については29ページ、現地からの報告を参照ください。

「第8回水源開発問題全国連絡会総会」の報告

事務局の和波、渡辺の両氏の司会で総会が始まりました。

1 矢山有作代表挨拶

「昨日は黒部川と沿岸を見せてもらった。ダムからの排砂は環境破壊、人権侵害そのものだと思う。排砂を中止させなければならない。」

水源連の公共事業審査法案とダム中止後の生活再建支援法案の法制化を進めると同時に、土地収用法の改悪問題など、現在かかえている問題を追及しその根をえぐらねばならない。国会審議をみていると、現行法の枠内



でも出来る論議すらできていないと認識している。

土地収用法をトラスト運動が効力をもたない法へ改悪された。現職の国会議員諸君にも考えてもらいたい。水源連でも考えてもらいたい。」

2 全日本水道労働組合北信越地方本部委員長・藤城 隆委員長挨拶

「水という観点から、水道事業がかかわるのはごくわずかな部分で、自然から与えられた水を少し処理して各家庭に送っているだけ。安全でおいしい水を守るためには自然環境を守らねばならない。

水道法の改正があった。その中で零細なところは財政基盤のしっかりしたところに水道事業を任せるという議論があった。その論議を拡大して水道事業を民営化するという議論があるが、水道事業が公営で行っているからこそ安全な水を守ることができる私たちは自負している。」

3、事務局からの報告

「水源開発問題全国連絡会第7回総会2000年12月以降の活動報告と討議事項」

2000年11月26日に石川県金沢市で開かれた、第7回水源開発問題全国連絡会総会以降の水源連の主な活動の報告と、今回の総会の討議事項について。

I、概要

全国各地でダム反対運動が展開されています。

土地収用法の適用になったダムが徳山ダム、苫田ダム、川辺川ダムと3つもあります。暴力的に土地強制収用がおこなわれた徳山ダム、土地収用裁定がおこなわれている苫田ダム、収用委員会に裁定を申し出る期限を年末にひかえている川辺川ダム、どこも起業者側はなりふり構わず事業推進を図っています。現地ではこのように強権的な事業推進に対して、事業認定取消訴訟をはじめとした粘り強い反対運動が進められています。

一方、各地のダム反対運動とそれによって形成された世論の盛り上がりにより、細川内ダム、矢田ダム、松倉ダム、新月ダム、大仏ダムなどは中止が決定しました。渡良瀬遊水池総合開発二期事業も事実上の中止の状況になっています。

しかし、与党三党から中止を勧告されたダムの中には清津川ダムのように地方整備局が再度復活に向けた検討をしているところもあります。

紀伊丹生川ダムはダム等審議委員会で「推進」の結論が出されたものの、新河川法に基づく紀の川整備計画策定の段階で反対派住民代表も含めた流域委員会でその是非が議論されています。このような状況は反対運動の第一歩の成果といえます。

また、足羽川ダムは利水面での見直しがおこなわれ、福井県（工業用水）と福井市（水道用水）がダム計画の利水からの撤退を表明しました。

このように、全国では起業者の強権的な事業推進と、ダム計画の休止・中止、利水予定者のダム計画からの撤退、と様々な動きがあります。いずれにしろ、私たちの運動が提起してきた事実に基づく反論が正しことが証明され、多くの成果をあげていることは確かです。

しかしながら、まだまだ私たちの運動は大きな壁に突き当たっていることも事実です。水源連事務局では昨年度の総会でも議論され、引き続き宿題となっている問題について「ダム問題の法制度に関する研究会」を継続し、検討を重ねてきました。また、「水源連便り」No.18では「ダム問題の法制度特集」とし、会員の皆さまにこれまでの成果を報告すると共に、皆さまからのご意見をいただきました。

今総会はこのことを議論の中心テーマとしつつ、各地の運動の現状を報告し合うなかで、壁を乗り越えるための方策を見出したいと思います。

II 水源連（もしくは事務局）の活動

第7回総会以降、機関紙「水源連便り」の発行は3回しかできませんでした。

この間の機関紙に掲載されたことの要約を記し、水源連（もしくは事務局）の活動報告とします。

Ⅱ-1.各地からの情報収集と支援活動

現状把握・交流・支援を目的に、川辺川ダム、紀伊丹生川ダム、槇尾川ダム、清津川ダムの現地視察・話し合い・シンポジウムへの参加、などをおこないました。

メコンウオッチ・ジャパンと地球の友・ジャパンの協力を得て、世界ダム委員会（WCD）最終報告書の勉強会を持ちました。

機関紙発行時に、各地の皆さんの協力により各地の情報を寄せていただき、それらを掲載することにより、情報の共有をはかりました。

Ⅱ-2.団体会員の皆さまへ「水源連事務局からのお願い」を発送

4月16日に、団体会員の皆様に以下の3点をお願いする文書を発送しました。

1. 「『脱ダム』宣言」が正当なものであることを長野県議会の各会派に訴える文書の送付。
2. 土地収用法政府改正案の不当性を衆議院国土交通委員会の各委員に訴える文書の送付。
3. 「住民訴訟制度改悪反対市民ネットワーク」への「賛同」。

Ⅱ-3.事業認定取消訴訟への対応

苫田ダム、徳山ダム、川辺川ダムの起業者（地建又は水資源開発公団）が建設省に土地収用法に基づく事業認定申請をおこない、スケジュールどおり事業認定が出ました。

これら3つの事業認定が全く不当なものであるのはいうまでもありません。事業認定には次の4つの問題があります。

1. 事実上、事業認定申請者と事業認定処分者が同一。
2. 事業認定申請の時期が余りに遅く、既成事実が積み上げられてから申請が行われている。
3. 公益性・公共性の判断に住民参加が全くない。
4. 取消訴訟を起こしても「事業執行不停止の原則」により、事業が進行する。

これらの問題について、国会議員同席の下で国土交通省と話し合いを持てるよう、国会議員への働きかけを進めましたが、実現していません。

Ⅱ-4.「土地収用法改悪」問題への対応。

「土地収用法から公共事業を見直すネットワーク」が結成され、政府案の対案を作成しました。水源連事務局のメンバーもこのネットワークに参加して作成作業を一緒に進めました。

全野党に私たちの対案を支持するように協力要請をしました。水源連の皆さまにも各党に対する要請に協力をいただきました。しかしながら、民主党が政府案に賛成という立場をとったため、政府案が6月に成立してしまいました。

この法案が参議院にかかった段階で、水源連は「廃案に追い込むように」と民主党の菅幹事長に直接会って要請することを目指しましたが、「時間を取れない」ということで実現しませんでした。

国会終了後の7月3日に、土地収用法改正の問題点について菅幹事長との話し合いを持つことができました。しかし、「時既に遅し」で、水源連の考え方を伝えるとともに、「今回の民主党の選択はこれまで民主党が示してきた各地のダム反対運動へのスタンスと180度異なるもので、ダム反対運動に対する裏切り行為である」と厳しく抗議しました。

民主党が土地収用法改正案に賛成した背景には党内事情があったのも事実のようですが、民主党には「住民の側から公共事業の是非を考える」視点が基本的に欠如しているようです。

Ⅱ-5.川辺川ダム問題に関する国土交通大臣への申し入れ

起業者である九州地方整備局は、土地収用委員会に裁定を申し出る期限を12月26日に控え、球磨川漁協からの同意を取り付けるため、言語道断の行動を繰り返しています。

平成13年2月28日の球磨川漁協総代会では補償交渉の締結を議題として開催しましたが、この補償交渉は否決されました。しかし、それにもかかわらず、九州地方整備局は、総会の議決を得ずに設置された補償交渉委員会を相手と交渉を続けただけでなく、10月12日には、「補償内容」の提示を行い、球磨川漁協組合員を混乱に陥れています。しかもその内容は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」にもとづいた補償額を提示しながら、金銭補償に加えて現物補償を加えた補償を行うという、補償要綱に違反したものです。そのうえ、現物補償の内容には全く具体性がなく、漁民を愚弄したものとしか言いようがありません。

このような事態をまねいた国土交通大臣の責任を厳しく糾弾することと、第三者に実態調査を行わせ、その結果を公表することを主旨とした要請書を、11月12日に提出しました。国土交通省の担当者は要請の取扱も含め、検討する、との答えでした。

この要請書は水源連だけでなく、多数の団体・大勢の個人のご協力をいただきました。その結果、球磨川漁民に対する卑劣な多数派工作と、国土交通省の言語道断なやり方に全国から批判の声が集まり、45団体、115名による要請となりました。

Ⅲ.総会での報告・討議事項

Ⅲ－1. 水源開発問題全国連絡会「ダム問題の法制度に関する研究会」の検討結果の報告と討論

水源開発問題全国連絡会では昨年5月に「ダム問題の法制度に関する研究会」を発足させ、次の3テーマについて検討を進めてきました。

- (1) 公共事業の是非を審査して不要な事業を中止させる制度
- (2) ダム計画中止後の水没予定地の生活再建措置をはかる制度
- (3) 係争中のダム工事を中止させる法的手段

研究会のメンバーは岡本雅美日本大学教授、弁護士の方々（大木一俊氏、外井浩志氏ほか）、国会議員秘書、ハッ場ダムを考える会の方々、水源連事務局、等々です。毎月1回のペースで議論を積み重ねてきました。その結果、(1)と(2)については次の法案がまとまりました。

- ① 公共事業審査法案
- ② ダム計画中止後の生活再建支援法案

①は昨年の総会で提案したものと基本的に同じですが、その後の議論で内容を充実させました。また、②は総会后に、鳥取県の旧中部ダム予定地への取り組みを参考にして作成しました。

一方、土地収用法改正（改悪）の動きに対抗して「土地収用法から公共事業を見直すネットワーク」が結成され、政府案の対案を作成しました。水源連事務局のメンバーもこのネットワークに参加して作成作業を一緒に進めました。上記(3)のテーマは其中で取り上げるのが妥当と考え、(3)のテーマも含めた次の対案を作成しました。

③ 土地収用法改正対案

なお、これらの法案作成段階で原案を機関紙に掲載し、皆さまからのご意見をいただきました。寄せられた意見を研究会で討論した結果を踏まえて、本総会で再提案いたします。

Ⅲ－2. 三法案を立法化するための活動報告と今後に向けての討論

上記の3つの法案を立案しましたが、これらは実際に立法化されないと意味がありません。

i) 「土地収用法改悪」問題への対応

Ⅱ－4. 「土地収用法改悪」問題への対応を参照してください。

ii) 民主党の公共事業関連法案への対応

民主党が、今年5月に公共事業の改革に向けた四法案（「公共事業基本法案」、「緑のダム法案」（略称）、その他）を国会に上程しました。これらの法案は、自然破壊と財政危機の元凶となっている公共事業をコントロールし、コンクリートダムの建設を中止していこうという意図でつくられたもので、そのこと自体には私たちも大いに賛成です。

しかし、「公共事業基本法案」と「緑のダム法案」（略称）の根幹は、議院内閣制にもかかわらず、いたずらに公共事業の国会承認を求めるだけのもので、住民参画がまったくなく、私たちの期

待を大きく裏切るものでした。そして、ダム建設を推進するものであることが分かりました。そこで、同党の菅幹事長に対して、別記の通り、法案の問題点を指摘した文書を提出し、これらの公共事業改革法案の問題点について話し合うことを申し入れました。

iii) 「公共事業チェック議員の会」への働きかけ

10月26日に同会の総会が開かれ、その場で水源連が作成した「公共事業審査法案」と「ダム計画中止後の生活支援法案」について説明をおこなうとともに、意見交換を行いました。同会に属する議員がそれぞれの党に持ち帰って検討することと思います。

iv) 立法化を実現するために

民主党の「公共事業基本法案」、「緑のダム法案」がそのままである限り、私たちの法案が日の目を見ることはまずありえません。この問題を整理すると共に、私たちの法案を各党に説明する機会を確保するなど、いわゆるロビー活動も必要となります。

最も大切なことは、ダム問題を抱える現地から、直接これらの法案の必要性について声をあげることです。そのためにも、これらの法案が運動を担っている皆さんから補強・修正される必要があります。法案および立法化に向けて、本総会での活発な議論をお願いします。

Ⅲ－3. 河川整備基本方針と河川整備計画策定の状況報告と討論

河川法が改正されてから4年が経過しています。新河川法では各河川について河川整備基本方針と河川整備計画を策定することになっています。一級水系河川の策定状況を知るため、全国8地方整備局、北海道開発局に5月20日にアンケートを出し、その回答を6月上旬頃に受け取りました。その詳細は別項に掲載します。ここでは概要を記します。

河川整備基本方針策定済みの直轄河川

留萌川、沙流川、最上川、多摩川、豊川、狩野川、由良川、大野川、白川、本明川の10河川。いずれも基本高水流量などは従前と同じ。

河川整備計画策定済みの直轄河川

多摩川、大野川……ともに流域委員会を設置した。

その後、留萌川が策定されている。

河川整備計画策定中

流域委員会もしくは流域懇談会で意見を聞いている。

留萌川（現在は策定済み）、沙流川、最上川、豊川、狩野川、安部川、由良川、淀川、（紀の川は当時、準備中で、現在は発足している）

住民参加の状況

地方整備局が一般市民を流域委員会等の委員として指名しているところもいくつか見られる。

淀川、紀の川の流域委員会では、流域委員の一部を公募している。両流域委員会は公開で、傍聴者も発言できる。

流域懇談会セミナー、公聴会、地域説明会、等で住民の意見を聴いているケースもあるが、双方向のやり取りができていないか否かは不明。

本総会では多摩川や紀の川の実例と、整備計画の策定事例を参考にして、河川整備計画策定への対応策について検討します。

Ⅲ－4. 平成12年度及び13年度（平成13年8月末現在）に中止が決定されたダム

平成12年度に国土交通省が行った再評価の結果、直轄ダムが細川内ダムなど10、水資源開発公団ダムが2、補助ダムが松倉ダム・大仏ダム・新月ダムなど21（生活貯水池を除く）、合計33ダムが13年度から正式に中止となりました（この内、思川開発は大谷川からの分水中止）。そのうち、中部ダム（補助ダム、鳥取県）以外は与党三等の中止勧告を受けて行った「公共事業の抜本的見直し」によるものです。これらのダムの中止理由には、「利水の見通しがないこと」が圧倒的に多く、「地質上の問題から他の案のほうが有利」が次に多く見られま

す。細川内ダムのように「地元の情勢が厳しい」ことを中止の理由にしているところもいくつか見られます。水源連に参加されている皆さんが現地で指摘したことが根拠となって中止となったダムも少なくありません。詳細については別項に掲載します。

平成13年度の再評価では、8月末現在で14年度から外面ダム（補助ダム、起業者は福島県）のみを中止するとしています。

まだまだ不十分ですが、中止ダムが増えてきたことは私たちの運動の成果です。各地の運動がそれぞれのダム中止を勝ち取れる状況を更に切り開いていきましょう。

ダム中止が決定されたところでは、「ダム計画があるがために分断された人間関係の修復」、「地域住民の生活再建」、「地域振興の遅れの回復」、「公共事業に依存しない地域振興」などが緊急課題になっているところがあります。水源連が検討している法制度の整備に加え、地域に応じた政策のあり方などを検討する必要があります。

4、各地からの報告

● 鶴岡市 ウォーターワッチネットワーク（草島）

山形県鶴岡市で4年前から活動している。月山ダム（2001年10月完成）、は20年来の問題だが誰もやっていなかった。市議になり活動している。去年実施した住民投票条例は議会で否決をされ、受水することになった。水道原水をこれまでの地下水から表流水への切り替える作業が始まった。ブルボンが販売していたおいしい水は自家用の井戸だが、酒蔵は水道を使っていたので大変困っている。水道水が悪化し、水道料金が2倍になり、広域水道の問題が浮彫りになった。水道難民（広域水道により、受益者どころか受難者になったという意味）をこれ以上増やしてはいけない。インターネット上に水道110番を開設した。連携して声をあげていきたい。

● 思川開発事業、渡良瀬遊水池総合開発第Ⅰ期事業（伊藤）

上流が思川、下流が渡良瀬遊水池で、一つの水系。思川ダムは見直しをかけた新知事の誕生で1年止まっていた。しかし、「地元の意見を聞く」という再評価委員会の付帯意見を請けて設置された検討会（委員長：西谷 隆亙）は、来年の予算決定のため、公聴会を開き、その日のうちに最終報告書をまとめる暴挙にでた。ダム推進の報告書を出されたので抗議の申し立てをした。正攻法では流れを止めることができない。報告書が出ると事業実施方針が示され、続いて補償交渉にはいると聞いている。

下流の渡良瀬遊水池では10年の運動の成果がでてきた。行政が住民に協力を求める状況になっている。第2貯水池事業の推進をいわなくなって、湿地再生事業を始めることになり、第二貯水池事業は事実上、中止になったと考えている。これからは彼らがそういう名目を掲げながらおかしいことをやっていく可能性もあるので厳しく監視するが、一緒になってやれるところはやる。

● 川辺川ダム

- 川辺川利水訴訟原告団副団長/茂吉：地方議員の会14名が構成されている。人数を増やそうとがんばっている。

- 水害体験者被害者の会/重松：ダムからの放水による急激な水位上昇が怖い。山が復元したので、今はダム不要。

- 川辺川・球磨川を守る漁民有志の会/吉村：11月28日に漁業組合総会。漁民が結束をしなければならない。大きな力と小さな力があつてできる。我々が止めることができれば全国のダムが止まる。

● 関西のダムと水道を考える会（水野）

水から疑問を感じてさかのぼったら、ダムに行き着いた。大阪は財政がいつ破綻するかわからない



のに、水需要が増えるといって、さらに5つのダムに関与して新たな水利権を確保しようとしている。しかし調べるとこれ以上に需要は増えないことは明らか。片やダムを作り、片や水需要頭打ちで水道料金値上げ。二つの大きく乖離した問題をどう訴えていくか。住民訴訟へ持っていこうとしている。決め手がない。昨日今日と得難い知識を得た。7月に発足したばかり。ご支援を。

● 清津川ダム（佐藤・建設予定地湯沢町で町会議員）

与党の中止勧告を受けながら計画が復活。専門委員会は、第4回があった。4分の3くらい国土交通省が講義する。治水面からもいらないという論文を嶋津さんに書いてもらって審議会に事前に配布してもらったつもりが、委員たちの手に渡ったのは終わってからだった。しかし、知事が「県は財政が厳しく、負担ができない」と言い始めた。水没100世帯をかかえる中里村が反対。湯沢町のダム対策協議会が出してきたダムを利用した振興策は、議員たちに「ディズニーランドをつくらうとしているのか」と一笑にふされた。水没予定地で反対派が表に出てきた。町長も弱音をはくようになってきた。ダムがつぶれたときの補償がしっかりあればうまくいく。

● 相模川キャンピングシンポジウム（早川）

相模川流域協議会ができています。こちら側がダムを撤去しろと要求を出しているのに河川整備計画策定の結論が出せず、こちらはこちら側で資料を作って作業を進めている。

相模大堰裁判は進行中。裁判をやりながらその問題について円卓会議で話し合いを持った。こういうことは前代未聞。円卓会議は終了し、これまでに行われた円卓会議をCD化した。参考にしてほしい。希望者は連絡を。

● ストップザ苫田（南条）

45年たつ。事業者と県が補助金のストップ、札束攻撃などで追い詰めた。最後まで反対を貫き居住していた宗森さんが5月に移転に同意した。同意を与えていないのは共有地だけとなった。

土地収用委員会の収用裁決にかかわる審議が2002年2月から始まることになった。

現在は三つの裁判が継続している。これらの裁判を一顧だにすることなく苫田ダム建設が進行している。

今更ながら、土地収用法の不備（事業の公共性を厳しく再チェックしない、など）を痛感している。

● 足羽川ダム（清水）

近畿地方整備局は足羽川ダムの代替案として検討していた部子川ダムについて、建設可能と発表した。池田町はこれに賛成の姿勢。九頭竜川流域委員会の設置が進められており、この場で論議されることになる。広大な共有地と強固な青壮年部の頑張りで、足羽川にはダムをつくらせない闘いを続ける。

● 辰巳ダム（碓山）

これまでは反対運動中心に辰巳用水の保全を据えてきたが、ミソゴイが営巣している可能性が高いことが分かり、自然保護にも力をいれている。付け替え道路の工事も数ヶ月間ストップさせることが出来た。

犀川には二つのダムがあり、そこに設定されている工業用水の水利権が行使されていない。「遊休水利権を取り消し、治水用に」と要求している。県は公文書を紛失したり（探して出てきた）、異議申し立て書の処理を忘れたり、石川県は戦意喪失状態にある。辰巳ダム計画中止を明確にさせた。

● 徳山ダム（近藤）

収用裁決取消訴訟と事業認定取消訴訟を併合した。このダム事業の起業者は水資源開発公団なので、訴訟での争点を治水一本に絞っている。更なる世論の盛り上げが必要。弁護団は「来年春には勝訴、裁判勝利を政治の場に受け継げさせる」と燃えている。

● 長良川河口堰（村瀬）

14ページに報告資料掲載。

● 柏崎原発（武本）

原子力発電所問題とダム問題は揚水発電でつながっている。揚水発電ダムでは佐梨川ダムが中止になった。全国でその傾向があり、水源連の皆さんに感謝する。

柏崎のプルサーマルや巻町原発を住民投票で止めた。ダムを止めるのにも住民投票が有効だと思う。初代の原発は更新期に入り、浜岡原発では事故を起こし、住民に被害・恐怖を与えている。発電は水力に頼っていた頃はダムを作り、そこに住んでいた住民を排除してきた。今は原発からの廃棄物処分場の確保で住民を排除しようとしている。発電行政はダムと同じ構造である。

● ハッ場ダム（飯塚）

長野原町関係で補償基準が決まり、これからは個別補償交渉が始まる。代替地が整備されていない状況なので個別補償交渉がまとまった人は外に出ることになり、ますます過疎化が進行する。国土交通省のこのような焦ったやり方を阻止したい。

群馬県知事は戸倉ダム建設に関してはクマタカ8番（ついで）の営巣地の保全流としての水質確保、付け替え工事に関しては植生の保全について起業者に要請書を出している。また、県営ダム計画1つは中止とした。残る2つも中止の可能性がありうる。ハッ場ダムに関しては口を出していない。



5、公共事業審査法案

事務局から【資料1】（15P掲載）

にそって説明

このテーマについての討論

● 村瀬

いきなり見せられてもわからないので、預かりにしたい。去年出されたとき、これが通るのかと疑義があった。その反省に基づいているのかもしれないのでいいのでしょう。質問がある。社会党の党本部は自らの政策を作る能力はあったが、民主党は個別の政策を作ることはやっているが、総括的なものをやる能力はあるのか。

● 佐藤謙一郎衆議院議員（公共事業チェック議員の会事務局長）

民主党影の内閣の一員だった。お願いがある。全国の大多数の物分りの悪い人と闘ってきている人たちの気持ちをわかっていただきたい。自分は100%正しいと思っていても、もう少しは謙虚になってご判断をいただきたい。チェックの会では、視察ヒアリングまでやる。立法と委員会質問は政党という役割分担がある。

事業の見直しに関しては、議会関与と第三者関与で議論が別れる。

私としては水源連の案（第三者関与）に賛成。しかし、民主党は議会関与の案を国会に提出した。民主党は公党としてあとになって違うことをいえないのはわかってほしい。議論で打ち負かされた人はもっと遠くへいってしまうということをわかってもらいたい。逆に、もっと市民から声を挙げて欲しいときに、水源連が主張していただければ助かったな、ということもある。

民主党も99%の批判に耐えようとしているが、1%は理解して欲しい。

● 矢山

窓口になってこられたところがきちんと対応をすべき。民主党ではそれが行われているのか。

● 岩畑

「民主党が考えを換えなければ日の目を見ない」などといわずに、もっと広く働きかけをすべき。

● 鷺見

今は日本の行政は明治以来の転換点になっている。おかみが作ったものを飲めというやり方でやっ

てきた。ダム等事業審議委員会や検討委員会を作り出し、清津川でもうまく立ち回る人をひっぱりだして、ということをやっている。責任を持って行政にやらせなければならない。
ダム予定地住民を50年いじめてきて誰も責任をとらない。行政を公僕に戻す基本的運動をしなければならない。

政府系銀行に21兆円の貸し付けをしている。そこら辺を被告にして、全財産吐き出させて責任をとらせる。もっと根本的に、おまえら責任を取れという運動をしなければ。

6、生活再建法案

事務局から【資料2】（19P掲載）にそって説明

このテーマについての討論

● 嶋津

ダム計画が中止になると建設業者がやっていけなくなるので、建設業者は事業推進に力をいれ、反対運動に対抗する構図がある。この法案にはこれに対抗する役割もある。

● 鷺見

僕はあまりこういうのは好きではない。村の人たちが決めるべきだと思う。八ツ場の人たちがもらっちゃったものはどうするかということについては返す必要はないということでもいい。腐敗の温床を作るようなものはやめた方がいいのではないかな。

● 遠藤

鷺見さんがいったことは原則だと思う。ダム賛成派はダム反対運動に反目しているのが実態。とは言え、本当はダムいらないと賛成派も言う。賛成派が本音のダム反対を言い出せる条件作りが必要。土建業界の癒着をまたやるだけじゃないかというのはその通り。そうういことがないために地域振興協議会を設けるというアイデア。

● 嶋津

鷺見さんのいうことはもっとも。鳥取も一生懸命やっているが、公共事業が中心となっている。問題はあつたが、事業をまったくなくすわけにもいかない。本来重要なのは、生活再建、地域基盤整備事業はちょっとにしてほしいと思っている。

● 村瀬

やめたときの尻拭い。事業者と受益者と国と3本でやっていかないと難しい。希望として言うておく。

7、土地収用法の再改訂を目指して

事務局から【資料3】（22P）にそって説明

8、河川整備基本方針と河川整備計画

その1. 河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対して-1.

事務局から【資料4】（24P）にそって説明

その2. 河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対して-2.

● 事務局からの提起

河川整備基本方針と河川整備計画の策定状況を知るため、全国8地方整備局、1開発局に2001年5月20日にアンケートを出し、その回答を6月上旬頃に受け取った。その結果のまとめは前記のとおりである。

河川整備基本方針と河川整備計画の策定が4年まえの河川法改正で義務付けられました。基本高水流量・計画高水流量などは河川整備基本方針策定時に見直すことになっています。また、河川整備計画の策定にあたっては新河川法第16条の2（下のゴシック）に従って策定することになっています。この条項によれば、住民を無視した形での河川整備計画を作ることではできません。

(河川整備計画)

第十六条の二

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めなければならない。

- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かななければならない。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

近畿地方整備局は、紀伊丹生川ダムに関して、紀の川河川整備計画策定時の検討事項に入れていいます。流域委員の一部が公募され、同ダムの反対運動体（紀伊丹生川ダム建設を考える会）の2名が応募した結果、流域委員に任命されました。現在、紀の川流域委員会で河川整備計画の策定作業が進められています。

同じく近畿地方整備局は、福井県と福井市が足羽川ダムに水利権を求めることから撤退の意向を示したこと（＝足羽川ダムの利水目的が喪失）を受け、足羽川ダム問題を九頭竜川河川整備計画策定時の検討事項とする、という方針をこの10月に明らかにし、11月には九頭竜川流域委員会を立ち上げることになっています。ここでも一部の委員の公募が行われ、足羽川ダム阻止全国地権者同盟の会長が流域委員に任命されています。しかし、足羽川ダム反対運動を長く担っている美山町ダム反対期成同盟会からも応募しましたが、何故か一人も流域委員に任命されていません。許せることではありません。

多摩川水系河川整備計画策定の場合

<多摩川水系河川整備計画および策定過程の問題点>

本来は河川整備基本方針で基本高水流量や計画高水流量、河川維持用水流量を定めてからでないと、河川整備計画を策定することはできませんが、多摩川水系河川整備計画の策定は基本方針が決定する以前から作業が始まりました。このことを多摩川流域セミナーの場で質すと、「基本方針は関東地方整備局でつめているが、その内容はこれまでの工事実施基本計画と同じになる見込み」という回答。「既定の基本高水流量は過大である。治水の基本となるものだからこれは見直すべき。それがなされるまでは基本計画策定作業に入ることは同意できない」と反論しても、京浜工事事務所は無回答。逆に住民サイドから、「何を言っているのかさっぱり分からない。そういう専門的なことをこの場で言われても困る」という反応。一般の人にはこの論議が専門過ぎるので理解できないのは当然です。

結局、基準地点における基本高水流量は、見直した結果従前の8,700立方メートル/秒が妥当とし、計画高水流量を6,500立方メートル/秒、上流ダム群による調節を2,200立方メートル/秒、と従前通りとしました。一方、河川整備計画の目標値は戦後最大の4,500立方メートル/秒にとどまり、事実上不可能な新規のダム

建設は計画からなくなりました。しかし、「計画を上回る洪水が発生した場合に被害を極力抑える」という名目で、高規格堤防（スーパー堤防）の整備を進めることが明記されています。過大な基本高水流量を設定し、スーパー堤防の必要性の根拠としています。

私たちの試算では基本高水流量は6,500立方メートル／秒程度で計画高水流量と一致しています。つまり、河道整備を計画どおりに行えば、200年に1回の洪水がきても、溢れ出す可能性はなく、スーパー堤防は全く必要がありません。基本高水流量を変更しなかったのは、スーパー堤防の整備に固執することにあつたのです。

この計画を決定する前に、市民サイドの勉強会で水源連事務局の一員が上記のことを説明し、京浜工事事務所から基本高水流量の設定についての説明を受けるべきであると訴えました。しかし、京浜工事事務所は「それは自分たちの管轄外である」として説明を拒否しました。市民サイドはこの計画に盛り込まれた河川の環境整備策を現実のものとするに価値を見出していたので、結局はこの問題を不問にしたまま、計画決定に同意を与えてしまったのです。

利水面では、多摩川中流域が30数年前までは水道水源であつたように、中流域を水道水源として位置付け、それに向けた施策を整備計画に明記させるべきでしたが、市民サイドも「それは河川整備計画が策定されてからじっくりと取り組む課題」として、明記させることなく終わってしまいました。

<多摩川水系河川整備計画策定後の市民の課題>

多摩川水系河川整備計画は「市民とのパートナーシップで作上げた最高のもの」とされています。しかし、基本高水流量のことで示されるように、決して市民と国土交通省は対等な関係ではありません。市民サイドが治水・利水・水質などの専門知識を身につけると共に、調査・研究活動や情報交流などに要する費用を、納税者の当然の権利として公費から出費させるところまで力をつけることがこれからの課題です。その過程で、より多くの人に多摩川を自分たちのものとして認識してもらうことも重要な課題です。

河川整備計画策定に積極的な対応を

土地収用法を適用した徳山ダム、苦田ダム、川辺川ダムについても、それぞれの水系河川の河川整備方針と河川整備計画が策定されなければならないのですが、現時点ではその動きがありません。住民の意見を聞き入れようとしない対応です。

私たちが問題としているダム計画について私たちが参画して見直しができるよう、当該水系河川について、住民参画を保証した上での河川整備計画の策定を求めていくことも、私たちの課題です

● 酒井（足羽川ダム建設反対地権者同盟。九頭竜川流域委員会委員に内定）

足羽川ダム事業審議委員会がこの事業について行政の長、知事などの意向に沿った形で審議し、事業継続になりかけていたが、住民サイドから専門家の意見を聞き、結局、「現計画には犠牲が多く不適。足羽川にはダムが必要」という結論を出した。国土交通省はその答申を受け、代替案として部子川ダム計画をだしてきた。足羽川ダムに関して、福井県と福井市が利水を返上した。

このような状況の中で九頭竜川流域委員会の設置が準備され、足羽川ダム計画もそこで審議さ



酒井氏

岩畑氏

れる。近畿地方整備局は住民の反対が多ければ計画はやめるということを言い始めた。九頭竜川流域委員会には公募委員として私が内定を受けているが、ダム反対派は自分一人で、地元のダム反対派からは誰も選任されておらず、バランスが悪いので善処を求めている。

ダム計画をめぐる情勢が変化しているので、全国的に再度検討をすることを国に求めるよう、この場で提案する。

● 岩畑（Wind TWA。紀の川流域委員会委員）

121名の自薦他薦の応募があつた。23名が決定し、紀伊丹生川ダムに反対している地元の2名も公募枠で委員になった。委員会は2時間の審議の後、30分別に傍聴者の意見時間を確保し

た。「開かれた」とアピールする委員会がスタートした。コンセンサスのない、繰り返しの多い委員会。各委員が共通認識をもった形から始めないと、国土交通省の主導で、パネルによる説明ばかり聞かされてしまう。委員会の開き方からアピールしていかねばならない。

国土交通省にいろいろ提案をすると受け入れられるが、ダム中止だけはやらない。流域委員会への参加者が少ない。国が参加の機会を設けるのであれば、市民も積極的に参加せねば。

9、 ダム見直しの経過と結果

事務局から【資料5】（26P）にそって説明

10、 これからの課題の検討

● 事務局からの提起

住民の側から「ダムの総点検」を進めよう

失われたダム建設の必要性

現在、全国で工事中または計画中のダムは国土交通省関連だけで200を超える（生活貯水池を除く数字）。数年来、新規ダムの見直しが行われ、いくつかのダムは中止の措置がとられているが、それは全体の一部に過ぎず、大半のダムは従前と変わることなく推進が図られている。しかし、新たなダム建設の不要性はますます明白になってきている。

第一に都市用水の需要が頭打ちの傾向を示し、新たな需要に対応する水源開発は今や無用のものになっている。今後、日本の総人口がまもなくピークとなり、その後は漸減傾向に変わることなどを考えると、水需要の飽和現象はこれからも続いていく。そして、農業用水の需要は年々落ち込んできている。

第二に最近の大渇水の経験でダムがさほど役に立たず、大渇水時には農業用水から都市用水への一時的な水の融通や日頃からの節水施策の推進などの方がはるかに有効な対策になることが明らかになっており、大渇水のために新たなダム建設をという行政側の主張は色あせたものになってきている。

第三に治水対策のためにダムが必要だという理由も、その科学的な根拠が希薄で、ダムをつくるための口実にすぎず、治水対策の基本は自然環境に配慮した河道整備にあることが明白になってきている。

そこで、下記のとおり、住民の側からダムの総点検を行ってダム建設の中止を求めるとともに、既設ダムの問題点を明らかにしていく。

住民の側からの「ダムの総点検 Part I」

1. 新規のダム（計画中・工事中のダム）について

(1) 目的

- ①中止させることが比較的な容易なダムをピックアップして中止を迫る。
- ②無用のダム建設が数多く進められていることをアピールする。

(2) 手順

1) 文面調査

工事中・計画中の全ダムについて文面による調査を行う。

（国会議員を通して行う。）

調査の内容

- ①ダムの諸元
- ②現在の進捗状況
- ③受水予定者の有無と予定水利権、取水施設の設置予定年



④ダムの治水効果とその具体的な根拠

⑤反対運動の有無

⑥水没住民の有無と意向

2) 中止を求める行動

文面調査の結果に基づいて、各地方整備局、各都道府県に対して、無用なダム建設の中止を求める行動を起こす。

2. 既設のダムについて

(1) 目的

①水余りの現状と、過剰な水源施設がつくられている実態を明らかにする。

②ダム運用の見直しを求める（遊休水利権がある場合は水利権を返上させ、利水機能をなくしたダム運用を求める）。

（過剰な水源施設の例、富山県の熊野川ダム、宇奈月ダム）

(2) 手順

1) 文面調査

一定規模以上の既設ダムを対象として文面による調査を行う。

（国会議員を通して行う。）

調査の内容

①ダムの諸元

②ユーザーが確定していない水利権があるかどうか

③水利権が確定しているが、取水施設のないユーザーがいるかどうか。

2) ダム運用の見直しを求める行動

文面調査の結果に基づいて、各地方整備局、各都道府県に対して、既設ダムの運用の見直しを求める行動を起こす。

3、「ハッ場ダム問題を考える地方議員の会（仮称）」について

佐藤謙一郎議員の協力を得て、水源連と共に国土交通省と話し合いをもった。その中で国土交通省は、水利権の返上があれば中止しますと言われた。地方議員の方々の力をもらって水利権返上を盛り上げたい。全国でもダムなどの公共事業をチェックするため、国会議員が組織している「公共事業チェック議員の会」の地方版、「公共事業チェック地方議員の会」が必要と思う。

1.1、今後の方向性にしぼった全体討議とまとめ

●草嶋：広域水道の問題について連絡しあえる体制が必要と思う。

●鷺見：役所、川をいじるなどいいたい。水争いで上流下流がいろいろあったが、アメリカのTVMがモデルになった。行政はサービスだけを提供する。上流と下流の住民が川の問題があるときだけ、行政がサービスを提供する。話し合いが対立するときにサービスを提供するという時代に入るべき。

●遠藤：事務局に若い人も入ってきた。幅のある活動ができるのではないかな。

広域水道にどんな問題があるのか、整理をして提供をしてもらいたい。川をいじるな、ごもつともなことで、皆さんに異論はないと思う。そこに達していないのでどうするかというのも現実の問題。

水源連の法案については、「これで決めるのではなく、下工作は必要だ」という意見があった。事務局としては前回の水源連の機関誌で、資料のほとんどを掲載し、ご意見をもとめている。その手続きを踏んでいるので、言われたことを心におきながら、改良すべきところは改良し、これからは政界に対する工作など、広く訴えつなげていく努力をする。

私たちが専門がありながら夜中にやっているのが不十分な点が多く申し訳ない。

水源連は皆さんからの情報が頼りなので、いろいろな情報を送ってほしい。

【総会での発言要旨】

「ゲートの閉鎖と事業の破産をめざして」

’01. 11. 24

長良川河口堰建設をやめさせる市民会議

元差止訴訟原告 村瀬惣一

1、長良川はどうなっているか

1. (まず環境) 河口堰は’94年3月、工費1500億円で完成、’95年7月ゲート閉鎖、’98年4月から水道水の給水開始、受水県の債務償還も同時に開始された。

河口部がゲートで遮断されるので汽水域が消滅し、シジミが全滅。また、回遊魚の降下と遡上が妨げられ、特に中流部以下ではアユの収穫が1/5に減った。河底にはヘドロが最大3m堆積し、クロロフィル、メタン、アオコ、アジピン酸等が著しく増加しています。

2. (次に給水) 河口堰の給水能力は日量194万トン(東京23区の1/2)。66万トンは水道用水、128万トンが工業用水。

水道用水は愛知、三重、名古屋市で7・7・5の割合。

愛知県は知多半島の5市5町へ給水。在来の水源は本曾川の犬山10万トンと馬飼10万トン。だが馬飼だけでも水利権139万トン、実績70万トン。切り替える必要はなかった。このための投資は本体債務元利合計で222億円、23年ローン。追加投資、元本だけで328億円。

三重県は中勢の2市8町と北勢の6市4町へ給水する計画。この為の投資は本体が元利合計220億円、23年ローン。追加投資が元本だけで中勢754億円、北勢374億円、合計1128億円。三重は全量でなく1/6ブレンドです。

また名古屋市は導水しない。債務のみ償還する。155億円。

2、ゲートの開放と堰の破産を目指して

1. (まず給水市町村の動き)

’98年4月、給水開始で愛知県常滑市等で不満爆出。

’01年5月、三重県の亀山市長は「地下水豊富、給水再検討」と発言。

’01年6月、三重県は北勢への給水を先送りすると決定。

同県では1/6ブレンドであること、北勢への給水を先送りしたことで収支のバランスが崩れ、収入1億8200万円に対し、支出27億円。県の苦悩は大きい。

2. 特に問題は工業用水。この分の本体債務は愛知県元利合計500億円、23年ローン。三重県は355億円。両県とも事業化のメドはない。よって愛知県は年33億5000万円の貸付金を、三重県は20億8000万円の出資金を各々’98年度一般会計に計上した。だが、地方財政法第6条は一般会計から企業会計への繰入を禁止する。で、’98年7月～11月、我々は両県で！一般会計からの支出差止めと、”知事、出納長に対する賠償請求を提訴した。中間報告すると――

三重県＝’00年1月、津地裁は棄却の判決。理由は「金は県庁内の移動で損をしていない」というもの。で、2月名古屋高裁に控訴、7月地裁差し戻し判決、被告は最高裁へ上告した。

愛知県＝’01年3月棄却の判決。「将来需要が発生し、事業化のメドがある」との意見もあるとの理由。自らの判断を放棄した判決だ。で、我々は高裁へ控訴した。

――その他同様の訴訟は、岐阜県で徳山ダムに関して進めており、いずれかで有利な判決を勝ち取れば無用のダムをたたきつぶす手段を獲得できるわけ。ご支援とご期待をお願いします。

【資料 1】

公共事業審査法案について

〔公共事業審査法案を提案するにあたって〕

1. 不当なダム建設を阻止する上で現行制度ではどのような対抗手段があるのか

住民は現行制度で可能なあらゆる手段を使って、不当なダム建設を阻止する運動を展開している。水没予定地の土地を取得して共有地運動を展開した場合には、次のような闘いの手段があるが、しかし、それでも現実にダム中止を勝ち取る道はきわめて険しい。

(1) 土地収用法による強制収用のための事業認定に対して国土交通省に意見を提出

↓

国土交通省が住民からの意見を無視して事業認定を行った場合

↓

(2) 事業認定の取消を提訴（被告：国土交通省）

(3) 収用委員会の審理で事業の不当性を主張

↓

収用委員会が住民の主張を無視して収用裁決を行った場合

↓

収用裁決取消を提訴（被告：収用委員会）

その他に

(4) 受水予定県に対して不要な水源開発負担金の支出は違法であると、予定県に対して監査請求

↓

県監査委員会が棄却した場合

↓

公金支出差し止めを提訴（被告：受水予定県）

しかし、ダム工事は続行されていく。

2. ダム建設反対運動を展開する住民が求めるもの

多くのダムは利水治水の両面において全く必要性のないダムであり、その建設の是非、必要性について事業者と徹底した討論ができる場が保証され、同時にその討論の結果に基づいて公正に裁定を行う機関があれば、ダム建設の不当性が明々白々の事実となり、ダム建設は中止の措置がとられるであろう。

すなわち、ダム建設反対運動を展開する住民が次の2点を求めている。

(1) 事業の是非について事業者と住民が徹底した討論を行う場が保証されること

(2) そして、その討論の結果に基づいて事業存続の可否が公正な機関によって判定されること

3. 水源開発問題全国連絡会の取り組み

水源開発問題全国連絡会では上記の観点で公共事業の見直し制度を検討し、提案を行ってきた。

1995～96年 大規模公共事業見直し機関の提案

各省庁とは独立した委員会（国家行政組織法第3条による独立行政委員会）として見直し機関を設置する。

1996年～ 立法化を図るため、国会の法制局と意見交換

法制局の答え

①国の行政組織は内閣総理大臣を頂点としたピラミッド式であって、それぞれの行政組織の所掌事務が決められており、独立行政委員会という行政機関の一つが他の行政機関（建設省等）の行政裁量の是非を判定することが可能であろうか。

②行政の簡素化が世の中の流れであるのに、独立行政委員会という新たな行政組織を設置することが可能であろうか。事務局のスタッフも入れると、この組織はかなりの人数になることが予想され、似たような他の行政組織を廃止するようなことでもない限り、そのような組織を新たに設置することはむずかしい。

1997年～ 独立行政委員会としての見直し機関の設置が現制度ではむずかしいと判断されたので、公害等調整委員会の機能拡充など、見直し機関に代わる案を検討

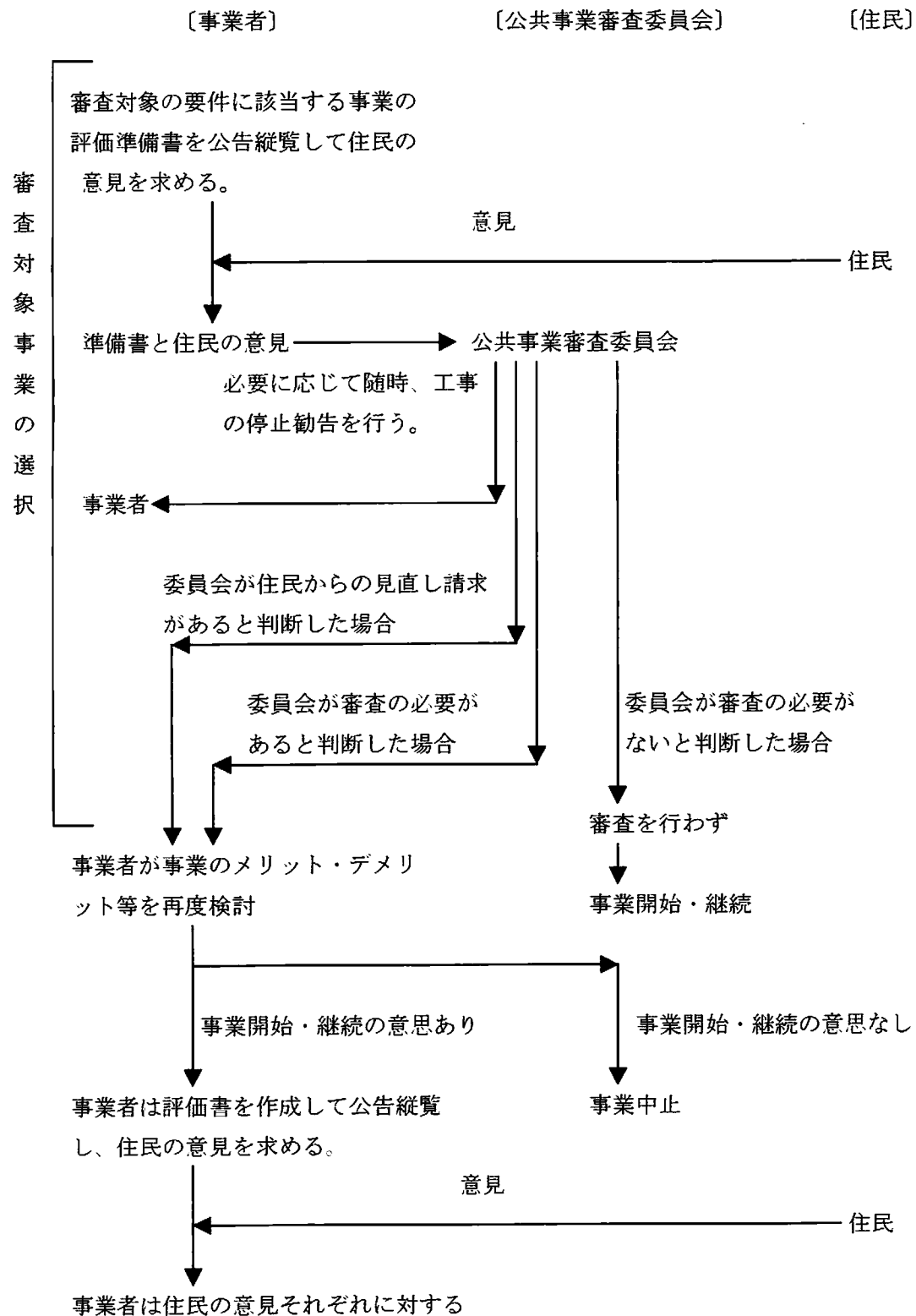
2000年～ 組織上は国の公共事業評価制度を使って、それを根本からあらため、

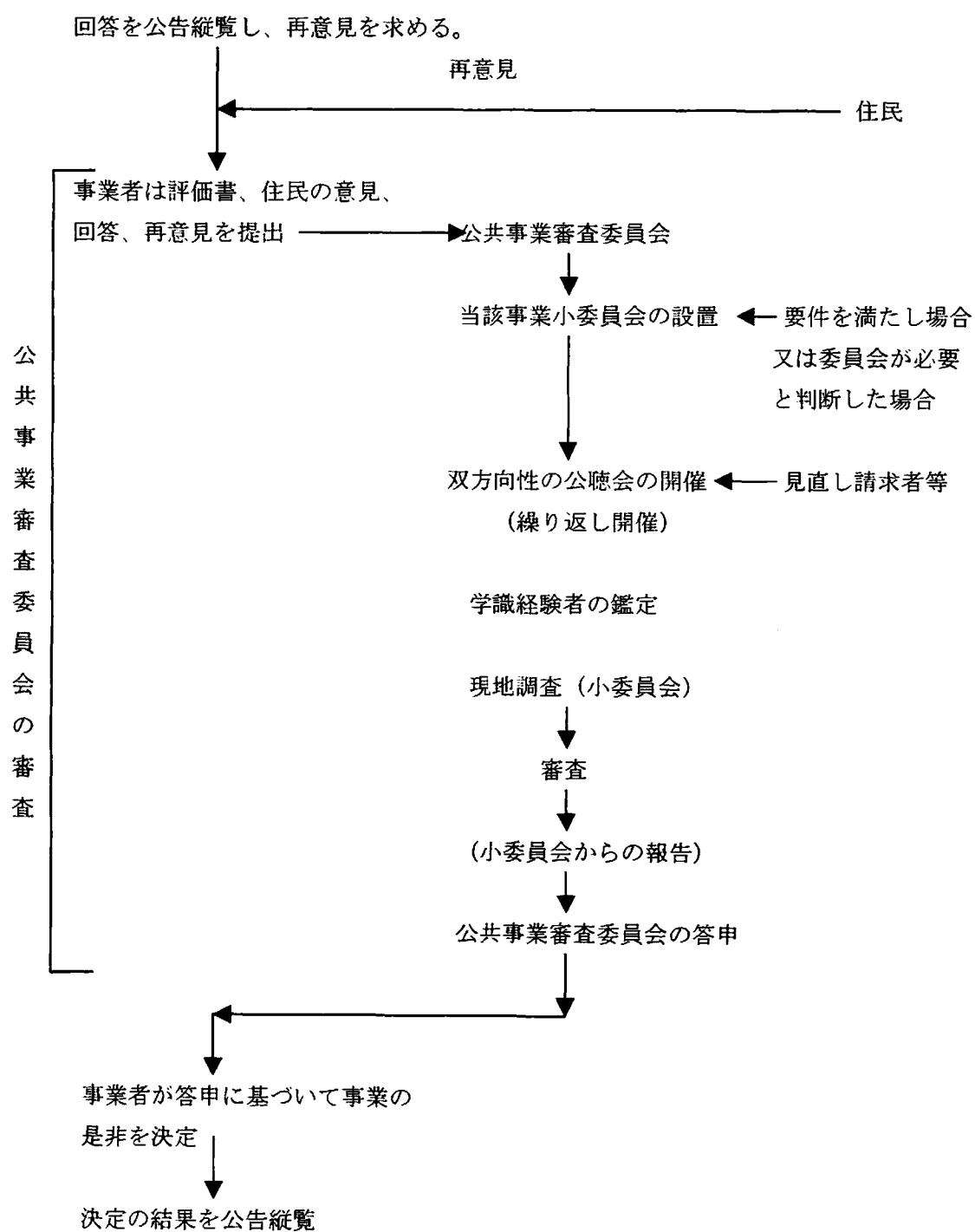
「事業の是非について事業者と住民が徹底した討論を行う場を保证する『公共事業審査法案』」を提案

徹底した討論が行われる場さえ保証されれば、事業の不当性が明白となり、判定機関が必ずしも独立行政委員会でなくても、事業中止の道が開かれていくのではないかとこのように考えて『公共事業審査法案』を作成した。

〔注〕土地収用法の事業認定は現行の国土交通省が行うのではなく、事業認定機関を独立行政委員会として新たに設置すべきである。この場合は次の2点の理由により、国家行政組織法第3条に基づく独立行政委員会の設置が可能であると考えられる。ア、憲法上保障された個人の私有財産の保護と事業の「公益性」との調整を図るという特別の意味合いがあり、各行政機関の行政裁量の範囲を超えている。
イ、国土交通省が行っている事業認定の件数は年間200件程度であり、また、事業の是非が住民から問われているのはその一部であるので、それほど大きな組織を必要としない。

公共事業審査法案の審査の流れ





【資料2】

「ダム計画中止後の生活再建支援法案について」

〔生活再建支援法案を提案するにあたって〕

ダム予定地の人々は何十年という間、ダム絡みの生活を強いられてきた。当初はダム反対の姿勢であっても、長い年月の経過で疲れ果て、ダム建設にやむえをえず同意したところが少なくない。それらの人々は代替地等への移転を前提として将来の生活設計を行っており、現段階でのダム計画の中止はその生活設計を白紙に戻し、地元の人々を絶望の淵に追い込むことになりかねない。

この状況を打開し、地元の人々とともにダム計画の中止を求めていくためには、ダム計画中止後も、ダム予定地の生活再建措置を極力継続できるような法制度の枠組みを考え、その整備を図る運動を展開することが必要である。

鳥取県では中部ダムの中止に伴ってダム予定地の地域振興、生活再建を図るため、昨年度、県庁内に旧中部ダム地域振興課をつくり、地元住民との話し合い、地元住民との参考事例の現地調査等を繰り返しながら、「旧中部ダム予定地域に係わる振興計画」をつくった。それを2001年3月に地元に提示して、6月に地元との合意がなされた。県が誠意をもって現行制度の下で可能な限りの生活再建・地域振興策を進めていくという姿勢は他の県では例をみないものであり、鳥取県の取り組みは大いに評価されるべきである。

この鳥取県の取り組みを参考にして、私たちは「ダム計画中止後の生活再建支援法案」を作成した。

本法案の要点は次のとおりである。

- ★当該都道府県と地元市町村で地域振興協議会を設立する。
- ★地域振興協議会が地元住民との話し合い、参考事例の現地調査等を繰り返しながら、地域振興計画案を作成する。
- ★地域振興計画案を地元提示し、住民の同意が得られるまで案の修正を行った上で地域振興計画を策定する。
- ★地域振興計画には生活再建事業と地域基盤整備事業があつて、前者の生活再建事業は生活再建支援措置、住宅および営業用建物の新改築に対する助成金の支出と利子補給、地域社会構築支援措置で構成されている。
- ★ダム起業者と利水・治水・発電の受益予定者は地域振興支援基金を設立し、上記の生活再建事業を実施するために必要な事業費を負担する。
- ★地域基盤整備事業は、当該の都道府県と市町村の事業として行う。ただし、国の負担・補助と地方債の発行に特例を設けて事業を円滑に実施できるようにする。

ダム計画中止に伴う生活再建支援法案

1. 対象

事業採択後（実施計画調査開始後）５年以上の年数が経過して事業中止の決定がなされたダム建設計画による移転予定地域およびその地域を含む市町村を対象とする。

2. 地域振興協議会の設立

事業中止が決定したダム建設計画の移転予定地域において住民から地域振興の要望がある場合は、当該地域およびその地域を含む市町村の振興事業を計画し、推進するための協議会を地方自治法第二五二条の二の規定に基づいて設立する。同協議会は地域振興計画を策定して、５．（１）の生活再建事業を実施するとともに、５．（２）の地域基盤整備事業の進行を管理する。

（１）地域振興協議会の構成

- 1)対象地域を含む都道府県の知事
- 2)対象地域を含む市町村の首長
- 3)対象地域を含む都道府県の関係職員
- 4)対象地域を含む市町村の関係職員

（２）地域振興協議会の事務局

対象地域を含む都道府県が事務局を務める。

3. 地域振興計画の策定

地域振興協議会は次の手順を踏んで地域振興計画を策定する。

- 1)移転予定地域の住民の意向調査
 - 2)移転予定地域の住民との意見交換会
 - 3)移転予定地域の住民とともに地域づくりの参考事例の現地調査
 - 4)地域振興協議会による地域振興計画案の策定と移転予定地域の住民への説明
 - 5)移転予定地域の住民からの回答
 - 6)回答を踏まえて計画案を再度、策定して移転予定地域の住民に説明
- 移転予定地域の住民の同意が得られるまで5)と6)を繰り返す。

4. 地域振興計画実現の責務

ダム建設計画の起業者、移転予定地域を含む都道府県の知事および市町村の首長は地域振興計画を実現する責務を負う。

5. 地域振興計画の内容

地域振興計画は次の（１）生活再建事業と（２）地域基盤整備事業を含むものとする。

（１）生活再建事業

1) 生活再建支援措置

- ① 損失補償金
- ② 新たに営業を開始し、職業転換をするなど、生活を再建するのに必要な費用の助成と利子補給

③ 生活再建を進めていく上で必要なソフト面での支援（生活再建相談・助言等）

2) 住宅および営業用建物の新改築に対する助成金の支出と利子補給

3) 地域社会構築支援措置

① コミュニティへの交付金の交付

② 地域のまちづくり支援（地場産業育成のための助言と資金援助等）

(2) 地域基盤整備事業

移転予定地域および同地域を含む市町村の地域振興を進めるために必要な施設と制度を整備する事業

6. 地域振興支援基金の設立

ダム建設計画の起業者および利水・治水・発電の受益予定者は地域振興支援基金を設立し、移転予定地域等の住民の生活再建を支援する。

(1) 事業費

5. (1) の生活再建事業を実施するために必要な事業費とする。

(2) 事業費の負担割合

ダム建設事業費の費用配分比率（アロケーション）と同じ比率で起業者と利水・治水・発電受益予定者が上記(1)の事業費を負担するものとする。

なお、ダム基本計画（または事業実施計画、全体計画）が策定されず、費用配分比率がきまっていない場合は、起業者と利水・治水・発電受益予定者が協議の上、負担割合をきめるものとする。

また、農業用水に関しては、土地改良事業を実施する事業主体、すなわち、国営の場合は国、都道府県営の場合は都道府県、水資源開発公団が施行する事業の場合は当該都道府県が受益予定者を代行する。

7. 地域基盤整備事業の特例（国の負担・補助と地方債）

5. (2) の地域基盤整備事業の内、国が行う事業以外の事業は、移転予定地域を含む都道府県または市町村が実施することとし、その実施について次の特例を設ける。

(1) 当該事業に対する国の負担または補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、政令で定める割合とする。

(2) 都道府県または市町村が当該事業を実施するのに必要な経費は、地方債をもってその財源とすることができる。

8. 移転補償契約または補償金支出が終了している場合の措置

事業中止の決定がなされたダム建設計画で移転予定地域の住民とすでに移転補償の契約の調印が終了している場合、または移転補償金の支出がすでに終了している場合において、移転予定地域の住民が移転前の生活を望む場合はその意思を優先する。

【資料 3】

土地収用法の再改正をめざして

土地収用法改悪の狙い「トラスト運動の無力化」

先の国会で土地収用法改正の政府案が可決された。今回の同法改正（改悪）で、不当な公共事業に対抗する住民の最後の手段ともいえるべきトラスト運動、一坪運動の力が大きく削がれることになった。新法の最も重要なポイントは次のとおりである。

土地収用の手続きは事業認定と収用裁決の二段階がある。事業認定は当該事業が土地収用に必要な公益性を有していることを認定するものであり、収用裁決は事業認定を受けて収用委員会が土地明け渡しと補償額について裁決を行うものである。

今まで事業認定はほとんど密室の中で行われてきたので、住民側は事業の公益性の是非を収用委員会の審理の場で争うことになり、審理の長期化はやむをえないものになっていた。

そこで、新法では事業認定の段階で事業説明会、公聴会の開催、第三者機関の意見聴取等を義務づけ、それによって、事業の公益性に関する「透明性・公正性・合理性」が確保されるので、収用委員会の審理における事業の公益性に関する主張を禁止できるようにした。そして、収用委員会の審理手続きにおいて、（トラスト運動のように）共同の利益を有する多数の者は三名以下の代表当事者を選定するように、収用委員会が勧告できるようになり、審理の大幅な迅速化が可能になった。

更に、土地所有者が百名を超える場合は土地調書の作成を市町村長の公告縦覧で所有者の立会い署名に代えることや、補償金の支払いを直接手渡しだけでなく、郵便為替証書や書留郵便による支払いでも可能にするなど、トラスト運動の展開阻止を念頭にいた手続きの簡素化、迅速化が行われた。

公益性の是非

今回の改正の狙いはまさしくトラスト運動を無力化するために審理と手続きを簡素化・迅速化にすることにあった。しかも、事業認定の透明性を確保するということで行われる事前説明会は起業者の話を一方的に聴くだけのものであり、また、公聴会も壁に向かって意見を述べるだけのもので、公益性の是非をめぐって起業者と住民が十分な議論を行うというものでは全くない。また、第三者機関の意見聴取といっても、国の場合は省庁再編成で国土交通省内に統合して設置された社会資本整備審議会の意見を聴くものであり、事業認定に否定的な意見が出るはずがない代物である。形だけの一定の手順を踏むだけで事業認定の透明性が確保されたことになり、土地収用まで一直線に進んでしまうことになった。

更に、姑息な経過措置が新法に付け加えられた。旧法で事業認定がされた事業は前記の「透明性確保」の手続きもとられていないのに、収用裁決では新法を適用して審理・手続きの迅速化をなされ、そして、新法の施行前に申請された事業は従前の事業認定で終わらせることになっている。起業者や事業認定機関が楽することができるように、至れり尽くせりの措置がとられている。

旧法も次に述べるように根本的な問題があるけれども、トラスト運動などで事業の公益性を問い質すことがそれなりにできる道が少しながらもあったが、今回の改悪でその道も

閉ざされてしまった。

本来、土地収用法は公益性の高い事業に対して理不尽な居座りやゴネ得を防ぐためのものであり、手続きを合理的にすることはある程度は必要だと思うが、しかし、その前提として住民側が公益性の是非を起業者と十分に議論してその結果によっては事業が中止または変更される道がつくられていなければならない。ところが、日本においては公共事業等の公益性を問い直してその結果によって事業を中止させるという制度が何もない。1998年度から公共事業の評価制度による見直しが行われてきているが、これはあくまで事業者自らの見直しであって、住民関与は皆無であり、その結果として中止になった事業はほとんどが小さなものばかりである。所詮は大部分の公共事業を進めやすくするためのトカゲの尻尾切りにすぎない。

土地収用法再改正のポイント

しかし、新法が通ったからといって、あきらめるべきではない。土地収用法を本来のものに改正していくためにこれから運動を拡げ、政党への働きかけをしていくことが必要である。では、どのような改正をめざすべきなのか。

今回も市民グループ（土地収用法から公共事業を見直すネットワーク）が対案をつくり、国会日程が図ったが、予想に反して野党第一党の民主党が政府案に賛成に回ったため、日の目を見ることなく終わった。

土地収用法の問題はいくつかあるが、最も重要な問題は次の三点である。

第一は事業認定の公平性がないがしろにされていることである。国等が実施する事業の場合、事業認定機関は国土交通大臣となっている。例えば、直轄ダムの場合、事業認定申請者と事業認定権者のいずれも国土交通大臣であり、いわば一人で二役を演じるわけであるから、事業の問題性がどれほどあろうとも、事業認定の処分が出されることは目に見えている。事業認定拒否の処分がされることは絶対にありえない仕組みになっている。事業認定機関は第三者的な行政委員会であればならず、法曹界からもそのような意見が強く出されている。前記の市民案では、事業認定を行う第三者機関として「事業認定委員会」を国家行政組織法第三条に基づく独立行政委員会として設置するとしている。

第二は事業認定の段階において事業の公益性の是非を議論する場が全く保証されていないことである。それは新法においても同様で、通り一遍の説明会や公聴会を開くだけである。住民側が求めているのは、情報が完全に公開され、公平な審判者のもとで起業者側と徹底した議論ができる場が保証されることである。そこで、先の市民案では事業認定委員会の審理を公開審理とし、裁判形式で住民側と起業者側が直接のやり取りができるものとして、事業認定の手続きをガラス張りにするとしている。

第三は土地収用法に関連することだが、事業認定取消の訴訟を提起した場合、現行の行政事件訴訟法では執行不停止の原則がとられており、裁判の継続中に事業が取り返しのつかないところまで進行してしまう。執行停止を申し立てても、裁判所が執行停止を判断することはほとんど期待できないし、仮に、裁判所が執行停止の判断を下しても、内閣総理大臣の異議によって裁判所の判断が覆ってしまう。そこで、先の市民案ではドイツの行政裁判所法に倣って、執行停止の原則をとるように行政事件訴訟法を改正するとしている。

上記の三点を柱として、土地収用法の再改正を求める運動を進めていく必要がある。

【資料 4】

河川整備基本方針と河川整備計画の策定に対して（1）

ダムに関しては

河川整備基本方針で

- ・治水計画において必要なダム（群）の規模、
 - ・ダム等で確保すべき河川維持用水の流量が決定され、
- 河川整備計画（概ね30年間の整備計画）で
- ・具体的なダム建設計画が決定される。

1. 河川整備基本方針および河川整備計画の策定状況

現在、新河川法に基づく河川整備基本方針と河川整備計画の策定作業が、国土交通省各地方整備局と各都道府県で行われている。この作業は当初の予定より大幅に遅れていて、今まで基本方針が策定された河川は1級河川で10水系、2級河川で91水系である。全国で1級河川が109、2級河川が約2700あるので、基本方針が策定された河川はほんの一部である。ただし、2級河川のすべてに基本方針が策定されるわけではない。

また、河川整備計画が策定された河川は1級河川が3水系、2級河川が34水系だけであり、基本方針より更に策定作業が遅れている。

現時点（2001年10月）で整備基本方針や整備計画が策定された河川は、別表のとおりである。

2. 1級河川の河川整備基本方針の内容

1級河川9水系の基本方針の内容をみると、旧河川法時代につくられた工事实施基本計画の基本高水流量、計画高水流量がそのまま踏襲されている。

工事实施基本計画は多くの河川では今から20～30年前に策定されたものであり、その後、雨量データ、流量データが随分と蓄積されたのであるから、新しいデータに基づいて基本高水流量等の再設定がされて然るべきである。ところが、治水計画の変更があってはならないということで同じ数字がそのまま使われている。

1級河川の場合は今回、流量確率評価〔注〕と既往最大洪水流量で既定の基本高水流量のチェックが行われているが（2級河川はこのチェックを行っていない）、変更にならないように、チェックの方法に工夫がされている。

要するに、工事实施基本計画から河川整備基本方針に変わっても、基本高水流量などの基本的なこととは何も変わらず、ダム建設の必要性を盛り込むようにしている。

〔注〕工事实施基本計画の基本高水流量のほとんどは雨量確率方式で求められている。

今回は一応、流量確率方式による評価も行われているが、河川によっては実測流量の代わりに推定実績流量を使うというテクニックを弄して、基本高水流量に変更がないようにしている。

雨量確率方式：最初に〇〇〇年に1回の降雨量を降雨量実績データから統計計算し、次にその降雨量を過去の洪水に当てはめて洪水流出モデルで洪水流量を計算する。その計算結果から〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を求める。

流量確率方式：流量実績データから〇〇〇年に1回の洪水ピーク流量を直接、統計計算で求める。

3. 1級河川の河川整備計画の内容

1級河川で河川整備計画が策定されたのは3河川、計画原案が示されたのは2河川である。5河川

の整備計画の目標流量をみると、基本高水流量の数字とは別に、それぞれの河川の状況に合わせた数値が採用されている。多摩川や由良川の場合はその目標流量は基本高水流量の半分近い数字である。

これをみると、洪水流量の目標は不動のものではなく、それぞれの状況によって適当に変わりうるものであって、基本高水流量は現実性のない、いわば飾りの数字に過ぎないことが分かる。この点で、私たちは、河川整備基本方針による基本高水流量の設定に対してその科学的根拠を問い質すとともに、河川整備計画の策定段階において「ダム建設を前提としない」現実的な目標流量を設定するように働きかけていくことが必要である。

	基準点	①基本高水流量	②整備計画目標流量	②／①
留萌川	大和田	1 3 0 0 立方メートル／秒	1 0 5 0 立方メートル／秒	0.81
多摩川	石原	8 7 0 0 立方メートル／秒	4 5 0 0 立方メートル／秒	0.52
大野川	白滝橋	1 1 0 0 0 立方メートル／秒	9 5 0 0 立方メートル／秒	0.86
豊川	石田	7 1 0 0 立方メートル／秒	4 6 5 0 立方メートル／秒	0.65
由良川	福知山	6 5 0 0 立方メートル／秒	3 7 0 0 立方メートル／秒	0.57

表、1 級河川の河川整備基本方針と河川整備計画の目標流量

(1) 河川整備基本方針の目標流量

	計画規模	基準点	基本高水流量	計画高水流量	ダム等洪水調節量	工事实施基本 計画策定年
沙流川（北海道）	1／100	平取	5 4 0 0 立方メートル／秒	3 9 0 0 立方メートル／秒	1 5 0 0 立方メートル／秒	1978年
留萌川（北海道）	1／100	大和田	1 3 0 0 立方メートル／秒	8 0 0 立方メートル／秒	5 0 0 立方メートル／秒	1988年
最上川（山形県）	1／150	両羽橋	9 0 0 0 立方メートル／秒	8 0 0 0 立方メートル／秒	1 0 0 0 立方メートル／秒	1974年
多摩川（東京都等）	1／200	石原	8 7 0 0 立方メートル／秒	6 5 0 0 立方メートル／秒	2 2 0 0 立方メートル／秒	1975年
狩野川（静岡県）	1／100	大仁	4 0 0 0 立方メートル／秒	4 0 0 0 立方メートル／秒	0 立方メートル／秒	1968年
豊川（愛知県）	1／150	石田	7 1 0 0 立方メートル／秒	4 1 0 0 立方メートル／秒	3 0 0 0 立方メートル／秒	1971年
由良川（京都府等）	1／100	福知山	6 5 0 0 立方メートル／秒	5 6 0 0 立方メートル／秒	9 0 0 立方メートル／秒	1966年
大野川（大分県等）	1／100	白滝橋	1 1 0 0 0 立方メートル／秒	9 5 0 0 立方メートル／秒	1 5 0 0 立方メートル／秒	1974年
本明川（長崎県）	1／100	裏山	1 0 7 0 立方メートル／秒	8 1 0 立方メートル／秒	2 6 0 立方メートル／秒	1991年
白川（熊本県）	1／150	代継橋	3 4 0 0 立方メートル／秒	3 0 0 0 立方メートル／秒	4 0 0 立方メートル／秒	1980年

(2) 河川整備計画の目標流量

	基準点	計画目標流量	想定洪水	ダム等洪水調節量	ダム等
留萌川（北海道）	大和田	1 0 5 0 立方メートル／秒	既往第二位	2 5 0 立方メートル／秒	留萌ダム、大和田遊水地
多摩川（東京都等）	石原	4 5 0 0 立方メートル／秒	戦後最大		
大野川（大分県等）	白滝橋	9 5 0 0 立方メートル／秒	既往最大		

(3) 河川整備計画原案の目標流量

	基準点	目標流量	想定洪水	ダム等洪水調節量	ダム等
豊川（愛知県）	石田	4 6 5 0 立方メートル／秒	戦後最大	5 5 0 立方メートル／秒	設案ダム
由良川（京都府等）	福知山	3 7 0 0 立方メートル／秒	戦後第四位		

【資料 5】

政府等によるダム見直しの経過と結果

1. ダム等審議委員会

ダム等審議委員会は建設省の通達により、1995年度から試行として始まり、13の事業に委員会が設置された。1998年度からの再評価制度の開始により、新たな審議委員会は設置されなくなった。現在審議中の審議委員会はなく、渡良瀬遊水池総合開発・期事業、小川原総合開発事業は審議中断となっている。その他の11事業の委員会は終了している。

渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業委員会は今年度中に再開される予定になっていたが、今のところ、その動きはなく、Ⅱ期事業（渡良瀬第二貯水池）は事実上中止になりつつある。

〔ダム等事業審議委員会〕

事業名	委員会の結果	答申の内容	その後の状況
沙流川総合開発（北海道）	最終答申	二風谷ダム推進、平取ダム見直し	利水撤退、治水は流域委員会で検討
小川原湖総合開発（青森）	意見提出	小川原湖の淡水化計画撤回、治水事業継続、利水は代替案を検討	
渡良瀬遊水池総合開発・期事業（栃木等）	中間答申	事業中断して、再検討	事実上の中止へ
宇奈月ダム（富山）	最終答申	事業推進	
矢作川河口堰（愛知）	最終答申	事業休止	中止
徳山ダム（岐阜）	最終答申	事業推進	
足羽川ダム（福井）	最終答申	足羽川にダムは必要だが、現計画は不適當	利水撤退、治水は流域委員会で検討
苫田ダム（岡山）	最終答申	事業推進	
吉野川第十堰（徳島）	最終答申	事業推進	住民投票で白紙へ
川辺川ダム（熊本）	最終答申	事業推進	
成瀬ダム（秋田）	最終答申	事業推進	
高梁川総合開発（岡山）	最終答申	事業推進	
紀伊丹生川ダム（和歌山）	最終答申	事業推進	流域委員会で検討

2. ダム総点検

1997年度から翌年度予算に向けて、全ダム事業を対象として建設省等の行政内部で評価が行い、ほんの一部の事業について休止・中止の措置がとられるようになった。1999年度からは再評価制度に組み込まれ、再評価の前に総点検を行い、検討の余地がある事業は、下記3.の①、②、③の条件に該当しなくても、④の社会情勢の変化があるものとして再評価制度にかけることになった。したがって、総点検だけの結果

は1999年度から発表されなくなった。

3. 公共事業の再評価制度

1998年度から総理大臣の指示で始まった公共事業再評価制度の中で、ダム事業の再評価が行われ、ほんの一部の事業は休止・中止の措置がとられるようになった。ダム事業の評価対象は次のとおりである。

再評価の対象（ダムの場合）

- ①予算上の建設段階に入って5年間経過した時点で、補償基準が未妥結または工事が未着手の事業
- ②予算上の建設段階に入って10年間経過した時点で、継続中の事業
- ③予算上で実施計画調査の段階にあるもので、5年間経過した事業
- ④社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

評価対象事業は、事務局（地方整備局と都道府県）に設置された評価監視委員会の審議を受けることになっているが、その実態はいくつかのダム事業をわずかに、二回の会議で審議するもので、事務局の評価案がほとんどフリーパスで通る仕組みになっている。

4. 与党三党の中止勧告

2000年8月末に自民・公明・保守党は政府に233の公共事業の中止を勧告した。与党の見直し基準は次のとおりである。ただし、この基準に該当する事業がすべて勧告対象に含まれているわけではなく、勧告対象を選ぶに当たって、与党と主管官庁との間で調整されたと考えられる。

- ①採択後5年以上経過して未着工の事業
- ②完成予定から20年経過して未完成の事業
- ③政府の公共事業再評価制度で休止とされている事業
- ④実施計画調査の着手後、10年以上経過して未採択の事業

この勧告を受けて、各事業者（各地方整備局と都道府県）がそれぞれの事業評価監視委員会に諮問を行い、その答申により、中止等の措置をとられた。

ダム事業に関しては、直轄ダム12、公団ダム2（ただし、思川開発は分水の中止）、補助ダム20、計34ダム（生活貯水池を除く）に中止勧告が出され、そのうち、直轄の清津川ダム（新潟）、山鳥坂ダム（愛媛）を除く32ダムは2001年度から中止となった。今回の勧告により、ダム総点検や再評価制度により休止となっていたダムは中止となったので、休止ダムはなくなった。

5. 中止になったダム事業

今までのダム総点検、公共事業再評価、与党三党の中止勧告により、中止となったダムは1997年度から4事業、98年度から3事業、99年度から4事業、2001年度から33事業、02年度から1事業で、合計45事業である。各年度の中止事業は下表のとおりである。

中止されたダム事業

総貯水容量100万立方メートル未満のダム（生活貯水池）を除く。

1997年度から	1998年度から	1999年度から
〔直轄事業〕 日橋川上流総合開発 （福島） 稲戸井調節池総合開発 （茨城） 〔補助事業〕 水原ダム（福島） 伊久留川ダム（山形）	〔補助事業〕 日野沢ダム（岩手） 乱川ダム（山形） 満名ダム（沖縄）	〔補助事業〕 白老ダム（北海道） 丸森ダム（宮城） 河内ダム（石川） 所司原ダム（石川）

〔注〕1997年度は建設省の自主判断によるものである。

2000 年度から	2001 年度から	2002 年度から
[直轄事業] 千歳川放水路事業 (北海道) ただし、河川事業	[直轄事業] 川古ダム (群馬) 印旛沼総合開発 (千葉) 江戸川総合開発 (東京) 荒川第二調節池総合開発 (埼玉) 木曽川導水 (愛知) 矢作川河口堰 (愛知) 細川内ダム (徳島) 矢田ダム (大分) 猪牟田ダム (大分) 高遊原地下浸透ダム (熊本) [公団事業] 平川ダム (群馬) 思川開発の大谷川分水 (栃木) [補助事業] 松倉ダム (北海道) 長木ダム (秋田) 北本内ダム (岩手) 新月ダム (宮城) 久慈川ダム (福島) 緒川ダム (茨城) 小森川ダム (埼玉) 片貝川ダム (富山) 大野ダム (埼玉) 追原ダム (千葉) 芦川ダム (山梨) 羽茂川ダム (新潟) 大仏ダム (長野) 飛鳥ダム (奈良) 関川ダム (広島) 中部ダム (鳥取) 木屋川ダム (山口) 多治川ダム (香川) 寒田ダム (福岡) 轟ダム (長崎) 白水ダム (沖縄)	[補助事業] 外面ダム (福島)

連携排砂を中止し、宇奈月ダムの 排砂ゲートの開放を求める全国集会報告

黒部川ウォッチング・富山ネットワーク代表
金谷敏行



↓ 鉢巻で決意を示す漁民



昨年、金沢市に続いて富山県宇奈月町で開かれた、水源連総会と全国集会は全国の人々のご支援の下、黒部川の運動が大きく飛躍する集まりとなりました。2年間続けて、北陸の地に集まっていたいただいた全国の仲間の方々、前日から富山に来て県内団体との交流・学習会に臨んでくださった、水源連事務局の方々に厚くお礼申し上げます。

一連の取り組みについて皆さんへ報告させていただきます。

★前日、「富山の水源開発を問う」住民・学習交流会が開かれる

富山県では、黒部川排砂問題の他に水源開発や水を巡ってさまざまな問題が起こっています。ダムは作ったが17年間も利水施設を作らず遊休施設と化した熊野川ダム。富山市の水道料金値上げと事業のつじつま合わせのため更に住民負担を増やす市の熊野川ダムからの受水事業。150年に一度の出水対策と称して900億を投じて進められる国直轄の利賀ダム建設。安くて良質な地下水が大企業に奪われる中で起こった、高岡市へのコカコーラ社進出…。県内ではこうした問題に対し、住民・市民団体が生まれ議員活動と連動しながら取り組みを進めてきました。

全国集会前日の23日、「黒部川ウォッチング・富山ネットワーク」「庄川流域の井戸水を守る会」「富山の水道事業を考える市民有志」が主催し、水源連の事務局を招いて現地見学会と交流

・学習会を行いました。この日午後から富山市の受水事業の関係施設(熊野川・黒川ダム、熊野川受水予定地点、流杉浄水場)、利賀ダム工業用水受水関連施設(庄川受水予定地点、中田地区コカコーラ社工場など)の見学を行い、夜は各団体の活動報告の後、水源連事務局の遠藤保男氏を講師に学習会を開きました。水利権やダム開発の実態、地下水の大切さ、水の安全性や浄水施設の仕組みなど学習会のテーマは多岐にわたりましたが、現場の実情に詳しい遠藤氏のお話は具体的で、今後の活動に参考になる内容で、時間が足りなかったのは残念でした。



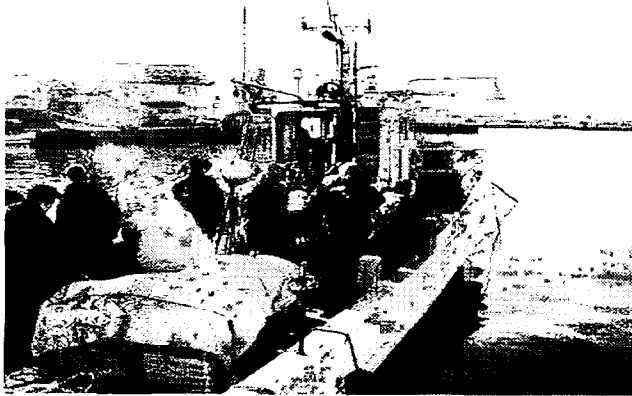
当日は、県・市議会議員を含めて延べ30人を越える参加がありました。

富山県では今、建設(利賀ダムは建設中)されてしまったダムの後始末を巡る問題が深刻化しています。

ダムの水源開発費の巨額の負担に苦しむ県や自

治体。そのため、行政は水利権を水源開発の手段として都合のいい解釈をし、住民へ高くてもずいダムからの水道水を押付けようとしています。その先にあるものは税金の浪費と際限ない水道料金の値上げです。住民がこうした現状に異議を唱え今後も交流を続けていく大切さを確認して会を終えました。

★富山湾のヘドロ採取が行われる



翌24日、9時から黒部川河口の入善漁港を出発して沿岸でヘドロ採取を行いました。漁船に11人が乗り黒部川河口から20分の場所で筒状の自家製採泥器を海底に落とし、すくい上げると取れたのは砂ではなく黒っぽい悪臭がするヘドロでした。付近一帯は底魚を刺し網で捕獲する好漁場であったにもかかわらず、ダム排砂が始まってから獲れるのはヘドロばかり。刺し網漁の漁民の人々は漁獲高が激減し生活の危機に瀕しています。

「百聞は一見にしかず」この現場を見れば、ダムに土砂を貯める事、それを排砂と称して下流へ流すことへの問題が誰もがわかるはずです。にもかかわらず、国から諮問を受けている「黒部川ダム排砂評価委員会」の先生たちの多くは一度も現場を見ようとせず、環境に影響が見られないと「評価」しています。漁港に戻り、採取したヘドロを囲んで黒部川沿岸の環境破壊の深刻さに参加した一人一人が改めて驚きを口にしました。

★2コースに分かれての現地見学会

午後からは、黒部川河口から宇奈月ダムまでのAコース、宇奈月ダムから出し平ダムまでのBコースに分かれて現地見学会を行いました。Aコースには地元と水源連関係者が半々で約50人が参加。黒部川河口・愛本堰堤・宇奈月ダムを見学しました。河口では刺し網部会の佐藤宗雄氏、上流に向かっては黒部住民の霜野久一氏に案内していただきました。現場では富山湾の汚染や海の変化そして黒部川の変化(ダム建設以前と以後、排砂以後)や川の見方など地元に住み、海や川でと共に育ってきた方ならではの貴重な話を聞くことが

できました。



Bコースには、水源連関係と金沢大学田崎研究室から30人が参加。宇奈月発電所と宇奈月ダムを展望台から見学した後、黒部峡谷鉄道(トロッコ電車)に乗って出し平ダムを見学しました。黒部峡谷鉄道は通常出し平ダムには停車しないため、関西電力にダム見学の許可を取り工事用車両を利用してもらいました。



出し平ダムサイトにはたくさんの落ち葉がたまっており、白い泡が立っていました。ダムサイトで関電の職員から30分ほど説明を受けました。

全国からの参加者は電車から見た黒部川がどう映ったのでしょうか。排砂が始まり淵が埋められ、宇奈月ダムができ川の流れは止められ、ここ数年で黒部川の景観は大きく変わってきました。出し平ダム直下を初め、排砂の痕跡があちこちで見受けられます。この日、宇奈月発電所の発電量は3300~3500kw(家庭の1100戸分の発電量)でした。たった、これだけの発電のために自然の循環を断ち切って、宇奈月ダムは水を貯め土砂をため続けているのです。

★200人が参加した全国集会

18時より、宇奈月ダムすぐ近くの宇奈月国際会館で「よみがえろ!黒部川・富山湾 全国集会」が始まりました。主催は、水源連に地元の「入善・朝日刺し網部会」「海を守る会」「黒部川ウォッチング・富山ネットワーク」の4団体です。水源連関係の参加者70人と合わせ会場では200人の参加で埋まりました。

集会では、被害漁民の運動の中心として排砂問題を全国にアピールしてきた佐藤宗雄氏の挨拶の後、「黒部川ウォッチング」がスライドを上映しながら黒部川源流から河口までの黒部川の全体像の紹介や川や海の排砂被害について報告しました。続いて沿岸で漁を営む朝日町の竹谷昌矩氏、入善町の倉田作美氏、黒部川で50余年川を見続けてきた霜野久一氏の発言がありました。なかでも、排砂以降の海の変化を切々と訴える竹谷氏の話は冒頭から参加者の胸を打ち会場は静まり返りました。

そして、地元の声に応える形で全国から連帯のアピール。漁協総会前の大切な時期に川辺川から来ていただいた「川辺川・球磨川を守る漁民有志の会」代表の吉村勝徳氏の発言は力強く、国土交通省を相手に志を変えない川漁師の心意気を感じさせるものでした。続いて各団体の一言メッセージの後、「公共事業チェック議員の会」事務局長



の佐藤謙一郎衆議院議員の発言。昨年6月佐藤氏が国会議員として初めて現地を訪れたことで、黒部の問題は全国に広がりました。この日も、何のため

に政治があるのか、本来の政治家とは役割は何か、人柄と見識がにじみ出るお話を聞くことができました。

休憩を挟んで、雰囲気を変えるために当会のメンバーが「イマジン」のギター演奏。また、私と共に黒部川の現地入りを続ける会員の石黒さんより、相手（ダム推進派）の気持ちを変えるような訴え方や気持ちの持ち方が必要だというアピールがありました。続いて、弁護士の青島明生氏の報告。今年6月、刺し網部会・わかめ栽培の漁民17名が国土交通省と関電に対して損害賠償と排砂差し止めを求め富山県公害審査会に調停の申請を行っています。なぜ、裁判でなく調停を選んだのか。今後、どのような基本姿勢で進めていきたいかなどが話されました。続いて、金沢大学の田崎教授と研究生による富山湾で堆積しているヘドロの発生源や漁業被害との因果関係の研究報告がありました。（別途「北陸中日新聞記事」参照）

最後に、水源連事務局の嶋津暉之氏の宇奈月ダムの治水関係の解析。嶋津氏は国土交通省から入手したデータを下し、黒部川の治水データは過大な洪水予測に基づき、そのデータをもとにしても宇奈月ダムの治水効果はさきわめて小さいこと。ダムに頼らず下流域の堤防の増強で十分対応

できることを論証しました。ダム撤去に次ぐ策としてこれ以上の環境破壊を防止するため出し平・宇奈月ダム両方の排砂ゲートを常時開放すること。宇奈月ダムはそのことにより治水効果も多少アップすることを明らかにしました。そうした報告を下に、会場では国土交通省に宇奈月ダムの排砂ゲートを常時開放することを求める集会決議を採択しました。

今回の全国集会は、漁民・住民・市民グループ・弁護士・研究者などそれぞれの立場で黒部川と富山湾の環境破壊と再生に向けた発言があり、多彩で充実した内容となりました。今、黒部川で日本で先駆けて行われている排砂実験がどのようなものなのか、全国の人々に問題と地元の運動を強くアピールできたと思います。（なお、黒部市在住の平野武氏のホームページでは、全国集会の内容がとてもわかりやすく編集されていますので、紹介します。ぜひ検索してみてください。ホームページアドレス

<http://homepage2.nifty.com/hiranot/>

★交流会そして25日、その後

全国集会の終了後、宿泊先の黒部荘で行われた交流会は100名を超える大交流会となりました。準備を進めてきた立場の私には、これだけの人々が集い語り合う光景は夢のようです。翌日は、水源連の総会。今回14人も参加された田崎先生と研究室の研究生・学生たちはこの日も黒部川の調査を行いました。ダム堆砂で苦しむ天竜川漁協から漁協組合長を含め4名の方が参加されましたが、25日も霜野氏にご都合をつけていただき黒部川を案内していただきました。なお、会場ではカンパなどを集め、厳しい状況の中熊本から7人も参加していただいた「川辺川・球磨川を守る漁民有志の会」の川辺川の方たち、田崎研究室にカンパすることもできました。全国の人々からも熱い応援を得た私たちは漁民の人々と共に更にパワーアップして活動を進めて生きたいと思っています。引き続き、ご支援をお願いします。

以上、連絡先

金谷敏行

kanaya2001@nifty.com

連携排砂の中止と、宇奈月ダムの 運用の見直しを求める集会決議

私たちは黒部川で行われてきた排砂実験を、川と海の環境破壊と漁民の人々を犠牲にしてきた負の教訓として全国の人々に発信する。川は自然のままに水が流れ、土砂が流されてはじめて白い砂浜と豊かな海の恵みを育てるのだ。国土交通省や関西電力は初回1991年の排砂については甚大な被害を認めているが、その後排砂方法は改善され自然の出水に限りなく近く問題はないと、計10回の排砂を強行した。しかし、漁業被害はとどまるどころか拡大する一方であり、黒部川沿岸では魚や海藻の育たない海の砂漠化が始まっている。これは、出し平ダムによってためられた土砂等がヘドロやその他の有害物質となり海底で毎年蓄積された結果である。今後、宇奈月ダムでも10年にわたって土砂が溜められる。現在のこのような環境に配慮のない連携排砂が続けば、黒部川と富山湾に取り返しのつかないダメージを与え続けるであろう。

今年10月、黒部川で国土交通省直轄の宇奈月ダムが完成した。17年かけて作られたこのダムは、事業審議委員会の公聴会でも建設反対の声が続出した。当時500億円の予算で始まった事業費は、完成時には1740億円に達し国・地方自治体の財政を圧迫している。宇奈月ダムの建設目的は、利水と発電そして治水である。そのいずれも、長い年月の間に建設目的が失われ、ダムの存在理由が厳しく問われている。

日量5.8万トンの水道利用については、約54億円をかけて水源開発はしたものの、水道施設に更に150億円が必要とされ施設建設のメドさえ立っていない。事業主体の富山県ですら、平成22年まで水需要の伸びがないことを認め、受水負担金の支払いを迫られる地元自治体は頭を抱えているのが現実である。県内のどこよりも地下水が豊富な下新川地域に、少子化が進み給水人口そのものが減少する中で、将来にわたってもダムの水がいらぬことは誰の目にも明らかである

宇奈月ダムによって得られる発電量はわずか2万kwに過ぎない。電力自由化の時代を迎え、コストが割高となる小規模発電施設は淘汰される時代がやってきた。発電企業の関西電力は、昨年の5つの新規水力発電所の運転延期を決めている。環境破壊をしない発電方法が次々に実用化され始め、なによりコストの安い企業の余剰電力が市場にあふれてきた。

治水計画の基となる「黒部川水系工事实施基本計画」は支流黒筈川に新規のダム建設をしなければ達成しない計画であり、今後も際限ない税金の投入をもたらすものである。そもそもこの計画は実態から乖離した過大な想定に基づくものであり、計画の中でも宇奈月ダムの治水効果は小さい。効果のわずかなダムに依拠した治水計画は住民をかえって危険にさらすものであり、堤防の増強や河道の整備を行えば本来ダムはなくても100年に一度の水害にも対応できたはずである。

今年7月、国土交通省は大規模ダムの新規着工を凍結し、治水面で既存のダムを徹底活用する考えを発表した。日本でも漁民・住民・市民多くの人々の取り組みによってダム見直しの時代に入ったのだ。計画では、ダム湖の発電や利水容量を国が電力会社や自治体から買い取り、堆砂容量も治水にあてるといふ。ならば、国土交通省は全国の人々の注目を集める、このダムで自らの姿勢の変化を国民にアピールすべきである。

私たちは、黒部川と富山湾の再生に向け以下の点を国土交通省に求める。

1. 宇奈月ダムは湛水せず排砂ゲートを常時開放し、きれいな土砂を海に流すこと。
2. 宇奈月ダムの今後の方向性については、被害漁民・地域住民・環境NGOを交えた話し合いの場を作り、合意の上で進めること
3. その間、宇奈月ダムと出し平ダムの連携排砂計画を中止すること。

2001年11月24日「よみがえろ！黒部川・富山湾」全国集会参加者一同

黒部川排砂

ダム運用見直し求める

漁業者呼びかけ全国集会

今年六月に、国内初のダムたい積土砂連携排砂を実施した富山県宇奈月町の黒部川・宇奈月ダムの排砂ゲート常時開放を求める全国集会が二十四日、同町の宇奈月国際会議館で開かれ、ダムを管理する国土交通省に対し、排砂計画の変更と環境浄化を訴える決議を採択した。

後、漁業者が危機感を訴え、県公害審査会の経過や環境調査の結果を報告した。

決議では▽排砂ゲートを常時開放し、きれいな土砂を海に放流する▽ダム運用は漁民、地域住民、環境NGO（非政府組織）を交えた場で話し合い、合意のうえ進める▽合意までの間、連携排砂を中止するの三項目を決めた。

集会に先立ち、二班に分かれて黒部川河口の入



佐藤代表者から排砂による漁業被害について説明を聞く参加者＝富山県入善町の入善漁港で

水源開発問題全国連絡会、入善・朝日刺し網部会などが、土砂放流で富山湾が汚染され、同県入善町、朝日町の刺し網漁業者の漁獲量が減少したとして、全国のダム問題を抱える地域に呼び掛けて開催。県内外から約二百人が参加した。

黒部川の魅力とダム開発による環境への影響を撮影したスライドを上映

排砂ゲートの常時開放求め全国集会

宇奈月

黒部川の関西電力出し平ダムと国土交通省宇奈月ダムの連携排砂に絡み、入善・朝日刺し網部会や、ダム

サカキや天神様

建設などの水源開発事業への反対運動を全国展開している民間活動団体「水源開発問題全国連絡会」などの計四団体は二十四日、宇奈月ダムの排砂ゲートの常時開放を求める全国集会を、宇奈月町の宇奈月国際会議館で開いた。集会には、全国各地で同様の反対運動を行っている約二百人が参加した。

集会では、入善、朝日両町の漁業者らが国と関電を相手取り、排砂差し止めなどを求めて県公害審査会に申し立てしている公害紛争調停について、漁業者側の代理人である青島明生弁護士

トを常時開放するしかない」と報告した。集会の最後には、①排砂ゲートの常時開放②宇奈月ダムの今後の運用について、漁民や地域住民、環境保護団体と話し合う場を作ること――などを求める決議を採択した。

黒部川2ダム連携排砂

「生態系に 影響あり」

金大教授の論文が学会誌掲載

富山県宇奈月町の黒部川上流にある出し平ダム、宇奈月ダムの連携排砂は生態系に大きな影響を及ぼす」と結論づけた田崎和江金沢大理学部教授の論文が、日本粘土学会誌「粘土科学」第四十一巻第一号に掲載された。関西電力と国土交通省が昨年六月に初めて行った連携排砂による水質や含有有機物などの変化を調べた結果をまとめたもの。掲載にあたっては専門家二人が審査し、田崎教授の主張が第三者に認められた格好だ。

専門家が内容審査

論文は▽黒部川河口沖の海底汚泥に含まれる粘土による水質変動と有機物土鉱物組成は出し平、宇奈月の多い物質が、黒部川下流や富山湾内の生態系にたい植物と類似▽ダムたの植物中の分解過程にある有機物は河川に流出し、連携排砂による環境への影響は関電も調査し、専門家による評価委員会



田崎和江教授

河川水の容存酸素量(DO)の低下を引き起こす(排砂の前後で)多少の変化もみられる」との意見も出たが、詳細に検討されずに「長期的にみ与え、結果的に魚獲量の減少をもたらしたのでは論を先送りし、田崎教授

第三者の「お墨付き」

連携排砂 関西電力と国土交通省が昨年六月、出し平ダムと宇奈月ダムで全国初の連携排砂を行った。ダム機能を維持するため底にたまった砂を同時に流し出す目的だった。連携排砂の環境への影響や漁業被害をめぐっては、同県入善町と朝日町の刺し網漁業者らが、同省とダムを管理する関電に排砂差し止めと漁業被害の補償などを求めて公害紛争調停を申請した。現在調停中。

は評価委のあり方を批判していた。さらに排砂でヘドロが流出し、ある種の魚の生態に影響を与えることを分析した田崎教授の論文も日本地質学会誌「地質学雑誌」に掲載される見込み。学会誌では専門家三人が審査し「研究のオリジナリティーが認められる」と評した。

清津川ダム水没住民51人が反対署名提出 1・24清津川専門委員会へ

新潟県湯沢町三俣地区の清津川ダム水没予定地住民が、清津川ダム専門委員会宛にダム建設反対署名を提出しました。様々な圧力がかかる中で、51名もの反対署名を集めたことは専門委員会や国土交通省に大きな影響を与えるものです。また、ダム直下の中里村でも一万人を越す署名が集められているそうです。（事務局記）

1. 反対の趣旨は以下の通りです。（署名用紙の前文です）

私たちにも平穏な暮らしをもどして下さい

私たちは、清津川ダムの水没予定地の住民です。

清津川ダムの話が持ち上がって以来、私たちには平穏な暮らしはなくなりました。三十年以上にわたって、絶えず頭の上に重しをのせられたような日夜が続いています。私たちは、生まれ育ったこの地、自然豊かで歴史あるこの三俣に愛着を持っています。この地でおだやかに一生を終わりたいとも思っています。こんな人間として当たり前の権利が、なぜ奪われてしまうのでしょうか。

移転地とされる水無地区は人の住めないところであるが故に、先人はだれも住もうとしなかったのです。水無川の扇状地の上なので、水が得られず、日照時間が短く、したがって農作物もうまく育たず、風当たりが強く、積雪も多く、鉄砲水にしばしば襲われるような土地だからです。

また、他地域に転出して住居を作り、そこで新たな生業を見つけ暮らしを立てていけるほど多額の補償料が出るとは思えません。たとえそれに近い額が示されたにしろ、だれが喜んで三俣を去ることができましょうか。

聞けば、下流域の利水の要望は激減しているとのこと。また清津川ダムが出来たとしても、それで信濃川下流の水害が無くなるというものではないとのこと。

としたら、なぜ私たちがこんな無駄なダムの犠牲にならねばならないのでしょうか。

ダムで水没するかもしれないということで、この三俣地区は、地域づくりの長期展望を持てずにきました。将来設計が立てられないが故に、住民の気持ちはなげやりにもなっています。

しかしこの三俣地区は、上越新幹線湯沢駅から約十五分、関越自動車道湯沢インターからも約十分という観光立地には優れた条件を持っています。ダムの話から早く開放されて、三俣の将来の夢を語れるようになりたいと切望するものです。

清津川ダムを検討しておられる専門委員会委員の先生方をお願いいたします。

一日も早く「ダム断念」の結論を出していただき、私たちをこのくびきから開放してください。私たちと同じ思いでいる住民がたくさんいることにご配慮いただきたく、以下の署名をもってお願いする次第です。

（なお署名者の中には、三俣に住居を持ちながら他地域に住む者も含まれております）

平成十四年一月二十四日

清津川ダム水没予定地・住民有志

清津川ダム専門委員会 御中

2. 署名集約数

二十二世帯 五十一名

水没予定地住民の大多数を組織するダム対策協議会（会員百戸）は、発足当初はダムに反対する人がほとんどの組織だったように思います。ダム賛成・反対も含めて、地域が分かれないうで対応してい

＝要らない公共事業を斬る！＝

3／10 結審まぢか！

徳山ダム裁判3周年 集会・パレード

ームダなダムに血税を使うな！ー

日時 3月10日（日） 集会 13時～16時
パレード 16時～

場所 大垣市・スイトピアセンター（スイトピアホール）

内容 徳山ダム裁判報告
川辺川ダム・苦田ダムの現地からの報告

講演 **中村敦夫氏**（参議院議員、公共事業チェック議員の会会長）

主催 徳山ダム建設中止を求める会

後援 水源開発問題全国連絡会

3月で徳山ダム裁判提訴から丸3年が経ちます。弁護団の精力的な活動によって、事業認定取消訴訟は結審が見えてきました。

この間、問題を何一つ解決しないまま収用裁決がなされ、工事が強行されています。徳山ダムには何ら公共性・公益性はありません。すでに「開発」された水が余っているこの地域には徳山ダムの水需要はありません。最上流のダムに洪水調節を頼るのは危険です。電力自由化の時代にコストのかかりすぎる発電はお荷物でしかありません。

裁判では「徳山ダムは水資源開発公団の造る利水ダムであり、根拠となるべき水需要予測は実績とかけ離れた架空のものでしかない」ことを明らかにしてきました。裁判所にこのことをきちんと認めさせるためにも、世論を盛り上げていきたいと考えます。

3月10日の集会とパレードに是非参加して下さい。

また、この集会と合わせて「全国ダム裁判交流会」をもちます。皆さんの参加をお待ちします。

3／9－10 全国ダム裁判交流会

3月9日（土）午後・3月10日（日）午前

大垣市・スイトピアセンター

川辺川ダムの治水計画・徳山ダムの利水計画の批判を中心に学習を行います。

3／9 13：30～19：00 その後懇親会

3／10 9：00～12：00

主催：自然の権利基金／日本環境法律家連盟／徳山ダム建設訴訟弁護団・原告団

徳山ダム裁判（行政訴訟）在間証人尋問 傍聴を！

原告側主尋問は2月20日（水）13時10分から

被告・国側は「徳山ダムは多目的なダムだ」として「洪水調節・流水の正常な機能の維持・新規利水・発電」の目的のうちのどれかが当てはまれば良いかのように言います。しかし徳山ダムは水資源開発公団が建設する水資源開発ダムです。水資源開発が不要であれば公共性はありません。この裁判の争点は「利水」であるべきです。

私たちは、被告側の言う「4つの目的」すべてについて、ダムを建設するだけの公共性はないと断言できます。しかし裁判においては「利水」にしばって主張・立証を重ねてきました。裁判の趨勢としては争点を利水に絞る（言い換えれば、徳山ダムは目的を喪失していることを明らかにする）ことに成功しているといえます。結審を前にした裁判長の交替を機に、この主張をより明確にし、立証を固めるために、原告側弁護団団長である在間正史弁護士の証人尋問を行います（この証人尋問を認めさせたこと自体が大きな前進です）。是非傍聴をお願いします。

徳山ダム裁判報告

◎11/15 事業認定取消訴訟・収用裁決取消訴訟

事業認定取消訴訟：新しい裁判長になって弁論の更新があった。弁論の更新にあたって原告側からこれまでの主張のまとめを行った。合わせて在間正史弁護士の証人尋問を求めたところ、認められ、2月20日（水）に証人尋問が行われることとなった。

収用裁決取消訴訟：事業認定取消訴訟への併合について、原告側は併合を強く要求し、被告側は「然るべく」とのことだった。

（11/16に裁判所は事業認定取消訴訟と収用裁決取消訴訟との併合を決定）

◎12/12 公金支出差止訴訟

被告（岐阜県）側は、水需要予測の資料をあくまでも出し渋っているのに対して、提出命令を出すように裁判所に求めた。

◎12/19 事業認定取消訴訟（収用裁決取消訴訟の弁論を併合）

これまでの書証についての数字やその出所などの確認のやりとりが行われた。原告側は「水資源開発公団の事業であるから水需要予測が適正（不適正）であるかどうかのカギである」という土俵の設定を揺るぎないものとするためのたたみかけを行っている。

裁判日程

☆ 事業認定取消・収用裁決取消訴訟（行政訴訟）

2月20日（水） 13時10分 在間証人尋問（主尋問）

5月 8日（水） 13時30分 在間証人尋問（反対尋問）

☆ 公金支出差止訴訟（住民訴訟）

3月15日（金） 11時

徳山ダム「鉋害」訴訟：3月14日（木） 10時10分～

収用委員会：2月28日（木） 10時30分～ シンクタンク庁舎

西濃1市13町にアンケート実施

大垣市を中心とする西濃地域は地下水が豊富なことで知られています。水道水は地下水を水源としています。徳山ダムができると地下水の水源を徳山ダムの水、つまり揖斐川の表流水に転換することになるのです。この地域の住民はわざわざ高いお金を払ってまずくて危険な水を飲むことになるというわけです。

しかしどの自治体が幾ら負担するという具体的な計画は全く明らかにされていません。「情報公開」以前に、自治体にこのことに対する認識が極めて低いことが問題です。

1市13町（大垣市、安八町、墨俣町、神戸町、輪之内町、揖斐川町、大野町、池田町、垂井町、関ヶ原町、養老町、平田町、海津町、南濃町）に対して、「水が要るのか」「負担はどうか」等についてアンケートを行っています。

* 1月28日現在、安八町・関ヶ原町を除く1市12町から回答がありました。

アンケートは「徳山ダムの上水道水源を必要としているかどうか。必要とするなら負担をどのように試算しているか」という単純なものでしたが、全市町ともにアンケートには直接答えず、「治水のために一日も早い完成を望む」「地下水は有限であるから長期的展望に立って揖斐川の取水権は確保したい」といった文章を回答としてきました。

結局徳山ダムの水を具体的に「必要」としたところは1カ所もありません。受水に伴う負担については「知らないふり」をしています。

徳山ダムは水公団が建設する水資源開発ダムであって、水の供給を受ける「受益者」がダム建設費を負担することで成立します。「国が造ってくれるから地元の負担はない」などというものではありません。誰が負担するのか、という一番肝心なことを隠したまま工事が進んで行きます。

国・公団・地元自治体が一体となって「国が造ってくれるというのだから造ってもらったら良い。多少は治水に役立つのではないか」といった間違った地域の世論をつくりあげようとしています。悪い意味で「公共事業」の典型といえるでしょう。

徳山ダム建設中止を求める会

事務局 大垣市田町1-20-1

TEL 0584-78-4119



水源連総会以後 急激に動いた川辺川ダム問題

急遽上京し、国土交通省に申し入れする漁民と市民

球磨川漁協がふたたび補償案を否決

水源連総会直後の昨年11月28日に、懸案だった球磨川漁協臨時総会が開催された。ダムを受け入れるかどうかを明らかにする漁協の最高意志決定機関である。開会予定3時間前の午前7時ごろから、会場の人吉カルチャーパレスには組合員らが続々と集まり始めた。組合員1,812人のうち、同日の出席者は本人687人、代理11人。しかし冒頭から議長選出をめぐるダム反対、容認両派が対立、書面議決書などの確認などで議案審議は午後からにずれ込んだ。国交省との補償契約締結は、ダム本体建設に向けた最後の法手続きで、補償案が可決されれば、川辺川ダム事業は計画発表から36年目にして本体着工が事実上確定する事となっていた。補償金は上流の五木ダム工事と合わせ総額約16億5,000万円。おかしな事に昨年2月に臨時総代会で否決された補償案を再度審議するカタチとなった。

審議はもめにもめ、夕方になっても終わる気配を見せず、途中何度かの休憩を挟み深夜にまで及んだ。肝心の補償案に関する議案が審議されたのは、夜10時10分から。補償議案の投票可決には、漁業権消失を伴うことから出席者の3分の2以上の賛成が必要だった。時計は12時を回り、翌日未明の開票の結果、賛成が802票、反対が620票で、建設容認派は半数を上回るのがやっとだった。この決定により、国土交通省は今年度中のダム着工が完全になくなったと感じたことだろう。この時の「賛意得られず残念」とす

る竹村公太郎国土交通省河川局長のコメントが象徴的で、民意はさておいて、ダムを進めたかった国の思惑が垣間見られた。

熊本県が国の説明責任を持ち出す

球磨川漁協の2回目の議案拒否に、野党各党、利水訴訟の原告団、八代海沿岸37漁協などから「民意の勝利」という漁民の判断をたたえるメッセージが相次いだ。熊本県内部でもいろいろな意見が飛び交いはじめ、潮谷義子知事が「(ダムが)最善かどうか、国には再度分かりやすく説明する責任が出てくる」と発言、それを受けて急遽住民集会が県主導で開催されることとなった。

しかも集会が発表されたのが12月4日、集会自体は12月9日と、なんとも急なスケジュールだった。この時点で平成12年暮れに出された、国による漁業権の収用裁決申請期限は12月25日に迫っていた。それを見据えての県の作戦かとの憶測も飛んだが、市民側も大そぎで、専門家をかき集め、集会に望んだ。

12月9日午後1時、快晴の中球磨郡相良村体育館で、「『川辺川ダム』を考える住民大集会」が始まった。なんと参加者約3,000人、その様子はインターネットを通じて、世界に配信された。潮谷義子知事が「反対派からダムによらない代替案が出された。命と財産を守るために何がもっとも妥当なのか、オープンな場で議論していただきたい」とあいさつ、その後、国交省と代替案を出した市民団体メンバー

ら、それぞれ10人ずつが議論した。国側は資金力にものをいわせ、ダムを建設しない場合は、高さ約3.5メートルまで既存堤防をかさ上げする必要があると、実物大の発泡スチロールの模型を使って説明。反対派の各市民団体らは「ダムを造ると急激な水位の上昇が起きて、かえって危険だ。堤防のかさ上げや河床の掘削、遊水池で被害を防げる」と反論した。

動員された悲しい推進派

集会での議論は反対派、推進派交互にきっちりと時間を均等に分けられ続けられた。3000人の聴衆のうち、動員された推進派が約半分以上で、数からすると推進派が圧倒しているが、意見を述べるのは、反対派が3倍以上多かった。しかも5時近くになると動員された推進派は続々と帰りはじめ、最後には「私はまだ論議は終わっていないと思っている。退場している人たちは、議長が提案しているときに帰ってしまっているのか。背を向けないでください。」と潮谷知事が悲痛な叫び声をあげていた。

いやいや動員された人にしてみると、動員の義理を果たしたと判断したのだろう。最後の一時間は、司会が推進派の意見を募っても、意見を言う人自体がおらず、反対派と国交省の意見交換のようになってしまっていた。翌日の地元紙熊本の紙面はこの会議の様子を5面も使って伝えていたが、推進派はどういう目でこの紙面を読んだのだろうか。

いよいよ伝家の宝刀を

集会の2日後、12月11日、国土交通省が土地収用法に基づき、球磨川漁協の共同漁業権などを強制収用する裁決を県

収用委員会に申請することを正式決定したというニュースが伝わった。

それを受けて潮谷県知事は、「集会で初めて出た国の資料もあり、多くの疑問や論点をそのままにしておいていいのか。ダムでしか命と財産を守れないという信念が国にあるなら、情報を共有して対応するのが当然」として、国の説明責任が終わっていないことを明らかにした。また、民主党の菅直人幹事長は即日、首相官邸に安倍晋三官房副長官を訪ね、国土交通省が漁業権などの強制収用手続きに入らないよう求める小泉首相あての文書を手渡し、人吉下流の坂本村の村議会でも12日、収用申請しないよう国に求める意見書を可決した。13日には、不知火海沿岸37漁協でつくる川辺川ダム対策委員会が、国土交通省九州地方整備局に「強制収用には断固反対」を伝え、県には、「慎重な調査や漁民への説明を怠って見切り発車的な強制収用をしないよう国に働きかけてほしい」と訴えた。

12月17日、川辺川ダム建設に反対する全国約100の市民団体代表約50人が急遽上京して、衆参国會議員や全与野党に対して、強制収用を撤回させるよう要請した。民主党は、菅直人幹事長、鳩山由紀夫代表で対応、国会内で「党として強制収用の即刻中止を求めていく」と返答。公明党の太田昭宏国対委員長らは「与党の一員であるが、地元の民意がどこにあるのか知りたい」と話した。翌18日には佐藤謙一郎議員の取り計らいにより佐藤静雄国土交通省副大臣に面会、直に強制収用撤回を訴えた。議員会館会議室で



住民集会の翌日、地元熊本日日新聞では5面を割いて、その状況が大きく報じられた

はその日の午後に約100人を集めて、国交省、国会議員を交えて、緊急集会を開いていた。午後3時過ぎ、その会場に、強制収用裁決申請のニュースが入った。このニュースは夜の全国ニュースでも報道され、「強制収用」の2文字が各マスコミの画面と紙面に踊った。

球磨川漁協の木下東也組合長は「個人的には和解の道を探りたい」との意向を示したが、反対派漁民は断固戦うことを宣言、「漁業権の強制収用は水産業協同組合法に照らすと不可能。漁協が和解に応じなければ、国はダム本体に着工できない。徹底して和解を拒否する」と氣勢を上げた。

さらに動きの早い川辺川ダム問題

治水を考える川辺川研究会は12月14日、県主催の住民大集会で治水に関する議論は尽くされなかったとして、国土交通省に質問への回答などを求める申し入れをした。八代地区の洪水については「計画規模の洪水が発生して水位が堤防を超えるのは約1kmの区間のみ」「現在の堤防高は計画より約50cm高く、十分余裕がある」などとして、ダムのムダを指摘。その上で費用対効果が1.0を割り込むダム事



国会内で上京団の話を聞く、民主党菅直人幹事長、鳩山由起夫代表



国土交通省に申し入れする約50名の漁民、市民の団体

業をどうして継続するのか説明を求めた。研究会の試算では費用対効果が0.73となり、ダムは全くムダとしている。その後市民側から再度「公開討論会」を開くように県に働きかけ、2回目は2月24日に最下流の八代市で開催することに決定した。さすがに2回目は、国とダム賛否両派で事前協議を持ち、開催日時や場所、討論テーマ設定など慎重に進められた。しかし、治水論議がメインであることは前回と変わらない。

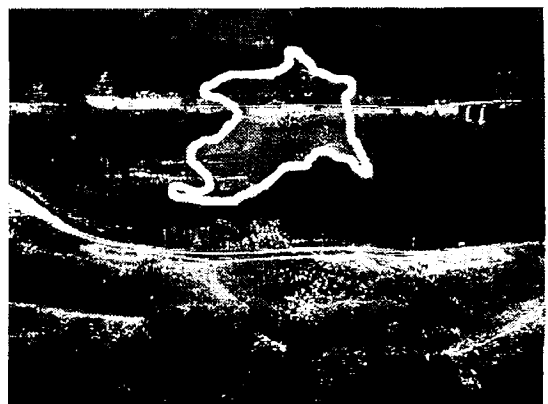
また、県は、川辺川ダム公開討論会の継続開催と共に、球磨川の環境保全を目的とした流域協議会（仮称）の設置などを発表。2月中の発足をめざし、ダムにとどまらず生活・農業排水対策、水源かん養林整備など幅広いテーマで水質保全に取り組むこととした。さらに五木・相良両村の振興を図る検討委員会も立ち上げる事も発表した。これはまだ発表の段階ではあるが、水源連が進めている、「ダム計画中止後の生活再建法案」と微妙に絡んでくるのではないだろうか。経緯を見守りたい。

（川辺川・東京の会：渡辺誠）

最近の信じられない話

裁決申請中の川辺川ダム問題にまたひどい話が持ち上がってきた。今回の収容対象になっているダム反対派の土地に、すでに造成工事が入り、先祖代々の墓地はブルドーザーで踏み荒らされ、あげくその土地に無断で道路が建設されていた。その土地にあった竹木は伐採され、樹齢300年を数える樺にも、無残にチェーンソーの跡が刻まれていたという。地元土地所有者は川辺川ダム工事事務所に出向き、どういう手続きを経てこのようなことが行われたのか説明を求めたが、担当者はうつむくだけで、同意書の類は何一つ出て来なかった。このなんともおぞましい出来事は写真週刊誌にも取り上げられ、全国に配信された。

<http://www01.vaio.ne.jp/wild/kawabeDAM/kyuyuti/akugyo.htm>



白く囲まれたところが問題の土地

全国の皆様へ

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る関西の会
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る福岡の会
水源開発問題全国連絡会

「川辺川ダム事業における土地収用委員会への裁定申請に 対する抗議と取下げ要求にご協力を」

皆さま、ご奮闘のことと思います。

川辺川ダム事業は土地収用法の対象となっています。

九州地方整備局は、土地収用法に基づく土地収用委員会への裁定申請期限が12月28日になっていることから、さる12月18日に、漁業権の裁定申請を提出しました。

11月28日には、球磨川漁協総会で、補償締結拒否が決まりました。

12月9日には熊本県知事の発案で全県民を対象とした「討論集会」が相良村内で開かれ、3000人が集まりました。この集会は川辺川研究会が「八代地域は川辺川ダムなしで洪水を防ぐことができる状況になっている。川辺川ダムの費用対効果は1をはるかに下回るので、川辺川ダムは無駄」という報告書を明らかにしたことと、漁協が補償締結拒否を決めたことがきっかけで開かれました。

この集会は九州地方整備局が適格な対応をできぬままに時間切れとなりました。

裁定申請の有効期限を12月26日に控えた九州地方整備局は、自らの解決責任を放棄し、12月18日に熊本県土地収用委員会へ裁定を申請しました。

現地の世論はもちろん、全国を範囲とする新聞各社の社説も、この申請を厳しく批判しています。

私たちは、今回の収用申請を「これまでの既定の方針を見直すことを国土交通省自身が放棄した」すなわち、「この期に及んでは既定の路線しか選択肢がないところまで国土交通省が追い込まれた」と捉えています。

自己解決力を喪失した事態に対処するには、全国からこの問題に対する大きな声を発することにより、首相と国土交通大臣に政治判断を迫ることが重要なことと判断しました。

土地収用委員会への裁定申請は、事業者がいつでも取下げすることができます。

これからは現地の運動が得点を重ねる都度、皆さまにその情報をお返しし、その都度、「取下げ要求」を皆さまの協力を得て首相と国土交通大臣に提出したいと考えています。

いまだに、不要なことが明々白々なダムを強制収用で強行する、などという愚行を許すわけには行きません。川辺川ダム以外に、苦田ダム、徳山ダムに強制収用が摘要されています。すべてが必要性を喪失したダム計画です。こんな愚かな状況を一刻も早く脱却した国にしようではありませんか。

不要なダム事業が続いています。それらはこれまでの進捗状況を理由としています。

川辺川ダムは本体工事を残すだけ、といっても過言ではないところまで進んでいます。このダムをとめることにより、未だに進行している多くの不要なダム事業中止に結び付けたいものです。そして、ダム以外の公共事業にも反映させたいものです。

皆さま、および、皆さまの御知り合いの方からのご支援をよろしくお願い致します。さしあたって、別紙の「抗議と要請」を皆さまとの連名で首相と国土交通大臣に提出したいと思います。

一つでも多くの団体、一人でも多くの個人の皆さまのご協力をお願い致します。

※、当面、この件に関する事務取り扱いは小生（遠藤保男・・・水源開発問題全国連絡会事務局担当）が致します。小生宛て、葉書、FAX、E-メールなどで通知をいただけると幸いです。

連絡先：遠藤保男 〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町6-2-28

FAX 045-561-8186

E-メール yakkun@mvd.biglobe.ne.jp

2002年2月 日

内閣総理大臣
小泉純一郎殿
国土交通大臣
扇 千景 殿

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る関西の会
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る福岡の会
水源開発問題全国連絡会
ほか別紙記載の団体・個人

「川辺川ダム強制収用裁定申請への抗議と取下げ要求」

昨年12月18日、九州地方整備局は、川辺川ダム計画で流域の漁業権を強制収用するのに必要な裁決を、熊本県収用委員会に申請した。これは、同計画について算出している問題点を意識的に無視した暴挙であり、それを認めた国土交通大臣が自己解決能力を喪失していることを証明したものである。

国土交通省は「流域自治体からの強い要請」とか「人命、財産の尊重」を理由に収用裁決を申請した。しかしそれが全くの捏造であることは以下の事実から明白である。

1. 川辺川ダムは昨年12月、強制収用を可能にする事業認定を受けた。事業認定は、事業の公益性を判断する処分であるはずだが、その手続きは、建設省（当時）が申請した事業を、建設省が審査し、建設大臣が認定したものである。これでは、客観的な判断がなされる訳がない。
2. 多くの住民は川辺川ダム事業の「公益性」を認めていない。ダムの「受益者」であるはずの多くの農民が、「川辺川ダムからの水はいらない」と裁判に訴えている。流域 過半数の住民が、洪水時のダム放流による水害を恐れるなどを根拠として、ダム建設に反対している。
3. 「ダム以外の代替案でも洪水は十分防げる」とする研究者グループの主張もある。
4. さらに、各報道機関が行った世論調査でも、川辺川ダム建設に「反対」が「賛成」を大きく上回っている。
5. 熊本県人吉市議会は昨年12月21日、川辺川ダム事業について、漁業権の「強制収用によらない円満解決」を求める建設相あての意見書を、賛成多数で可決している。

国土交通省はこれまで、ダム建設の公益性について住民に説明責任を果たして来たとはとても言い難い。また、漁業権の収用は前例さえないという。

全く意味のない川辺川ダム建設によって五木村村民が犠牲を強いられること、川辺川の清流と鮎をはじめとした素晴らしい流域環境が破壊されること、球磨川・川辺川・八代海漁民の生活が破壊されることは、許されることではない。

川辺川ダム事業に必要性が失せ、「百害あって一利なし」であることは紛れもない事実である。それにもかかわらず、強制収用の手続きを進め、事業を強行することは、為政者自らが「日本は法治国家ではない」と宣言したも同然のことであり、私たちは到底許すことができない。

このような状況が続くのであれば、地元には全く不毛なさらなる混乱と反発を呼び起こすことは必至である。

ここに、今回の裁決申請について強く抗議するとともに、裁決申請の取下げを求めるものである。

賛成、3分の2に届かず

国土交通省の山川ダム計画（熊本県、で、地元の球磨川漁協（本下東）也組合長、正組員1812人）は28日同県吉市で臨時総会を開き、29日未明、同省が示した約16億5千万円の漁業補償案を否決した。今年度内、省工を自指す同交省は、漁業権の収用手続きに入る方針を示している。だが、公共事業見直しの機運も高まるなか、意欲に手続きを進めれば強い反対を呼ぶのは必至だ。

（27・28両日関係記事）

総会には、委員長や事前に議案への賛否を示す一面臨決票を含め、1505人が出席。約13時間にと及ぶ審議の末、29日午前0時半すぎに投票票が終了、賛成802、反対620で、漁協の定款で必要とする3分の2以上は得られなかった。

同漁協は今年2月の総会で、今回と同型の補償案を否決。このため執行部は、10億円としていた組合員への配分を1億4千万に増額、1人あたりの配分金を4割増やして総会で賛否を諮った。

川辺川ダム事業は、治水、利水、環境の各面から賛否の声が消えず、99年とは全体予算を計上しないものの、今年度で繰り越した。今回の交渉が不調に終われば、漁業権の強制収用手続きに入る方針が臨んでいた。

川辺川は、旧国境庁が「日本の清流」と認められ、水質を誇り、日本一の大きなといわれる30級級の水質の「アニア」が育つ。会内でも民主など野党から「清流」としての

新生面

球磨盆地を見下す村境に、常に怪談が住んでいた。怪物に娘を奪ひ出さずと、その年は川がはんらん大旱害自由田村が流された。悲劇を知った侍は、その怪物を力て突き刺し退治した。その後、怪物におののいていた百姓は、晴山村へ移われやすくなったと云ふ▼球磨地方四つの山川沿いにある雄嶽のとて五ヶ所の流域各村々は、かつて農林産物の主要な流通地であった。中世、球磨地方勢力があった豪族河内氏は、それらの荘園から茶、紙、板、シロ皮を納めていたといひつゝ中世前半期の記録はないが、流域では既に縄文時代の土器の暮らしがあり、油粕の煮りに使った釜、木の葉をかきとりつぶす石皿など古道具の遺物も土庫にあちかちかにある。山川の豊かな自然の恵みが、縄文の昔からこの土地を支えていたのだろう▼四洲には、巨大な川辺川ダム建設が計画されている。ダムができると野原遼遠は水没するが、上流の五木村における縄文中期から古時代にかけての遺跡は十数カ所も、八十年前から埋めだされてきた人々の生活の場が、一面によって消え去るという▼ダム建設の是非を問う県主催の住民大会が昨日開かれた。計画発表後三十五年の歴史の中では、このような大規模討論会は初めての試みだが、交通通信網や強制回線の敷設申請をしなかったが、むかし回の討論集会所が免罪符になるわけではない。後世に悔いを残さないためにも、拙速な判断は避けたい。